

議 会 要 覧

令 和 8 年

加 東 市 議 会

～ 目 次 ～

《市の概要》

1	沿革	1
2	位置・面積	1
3	人口・世帯	1
4	産業・経済	1
5	観光・文化	2
6	その他	2

《議会の概要》

1	沿革	3
2	構成	5
3	議員	5
4	議会組織	6
5	報酬・費用弁償	6
6	議会費の執行状況	7
7	議会活動状況	8
8	議会視察受入れ状況	9
9	委員会活動状況	10
10	市長提出議案審議結果	15
11	議員・委員会提出議案審議結果	20
12	請願審査	21
13	陳情審査	21
14	選挙	21
15	一般質問	21
16	協議又は調整を行うための場	24
17	市長への提案等	26
18	加東市議会と市民との意見交流会	26
19	議員研修会	27
20	その他	27
21	議会関係諸規程	28
22	歴代議長・副議長	120
23	歴代市長	121
24	議会議員名簿	122

《市の概要》

1 沿革

明治 22 年の市町村制の施行により、社村（明治 45 年町制により社町）、福田村、上福田村、米田村、鴨川村、滝野村（大正 14 年町制により滝野町）、加茂村、上東条村、中東条村が誕生しました。

昭和 28 年には町村合併促進法が施行され、社町、福田村、上福田村、米田村、鴨川村が合併して社町が誕生（昭和 30 年 3 月 31 日）、滝野町、加茂村が合併して滝野町が誕生（昭和 29 年 3 月 31 日）、上東条村、中東条村が合併して東条町が誕生（昭和 30 年 3 月 31 日）し、加東郡は 3 町に再編されました。

そして、平成 18 年 3 月 20 日、社町、滝野町、東条町は合併して加東市が誕生し、「山よし！ 技よし！ 文化よし！ 夢がきらめく☆元気なまち 加東」の実現を目指しています。

2 位置・面積

加東市は、兵庫県中央部やや南よりに位置し、東は丹波篠山市、三田市、南は小野市、三木市、西は加西市、北は西脇市と接しています。

面積	157.55 k m ²
東西	19.9km
南北	17.1km
東経	134° 58′
北緯	34° 55′



3 人口・世帯

区分	世帯数	人口		
		総数	男	女
国勢調査 (R2.10.01)	17,070世帯	40,645人	19,956人	20,689人
住民登録 (R8.05.01)	18,008世帯	39,017人	19,424人	19,593人

4 産業・経済

市の中央部を東西方向に中国自動車道が走り、2つのインターチェンジを有する北播磨の交通の要衝となっています。国・県の施設が多く立地する市の中心部には、滝野社 I C があり、国道 175 号・国道 372 号が交差した交通の利便性を生かし、社工業団地、滝野工業団地、森尾工業団地へ製造業・流通業等の企業が進出し、それに関連して様々な産業が発展しています。また、ひょうご東条 I C を中心として新市街地を形成するひょうご東条ニュータウン・インターパークへも、製造業・流通業等の企業が進出しています。主産業である農業では、酒造好適米の山田錦の栽培が盛んであり、その一方で地域特性を生かした近郊農業や観光農業が発展しつつあります。

5 観光・文化

市内には、「加東アート館」、ゴルフ場（16ゴルフ場、19コース）、「東条湖おもちゃ王国」、「滝野温泉ぽかぽ」、「東条温泉とどろき荘」といった施設のほか、全国トップクラスとなる全長7.2kmのサイクリングコースを整備（令和5年10月）した県立播磨中央公園があります。また、清水東条湖立杭県立自然公園は、兵庫県中東部への観光ルートの玄関口的な役割を果たしており、阪神地域居住者の気軽な週末余暇・レクリエーションの場として機能しています。

6 その他

市花 コスモス（平成20年制定）

市木 さくら（平成20年制定）

市のマスコットキャラクター 加東伝の助（平成20年制定）

市民憲章 わたしたちは、美しい自然・豊かな文化・あたたかな人々を誇る加東の市民として、この憲章を定めます。（平成23年制定）

一、人と自然を愛し、安らぎのあるまちにしましょう。

一、学ぶ心を大切にし、文化あふれるまちにしましょう。

一、喜びをもって働き、健やかなまちにしましょう。

一、だれもが希望をもてる、明るいまちにしましょう。

姉妹都市 ワシントン州オリンピア市（昭和56年提携）

カリフォルニア州ホリスター市（平成元年提携）

ワシントン州シェラン市（平成8年提携）

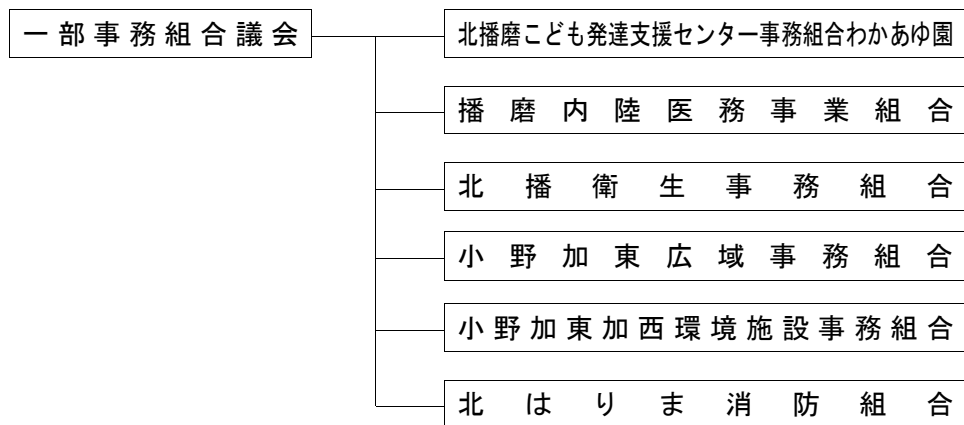
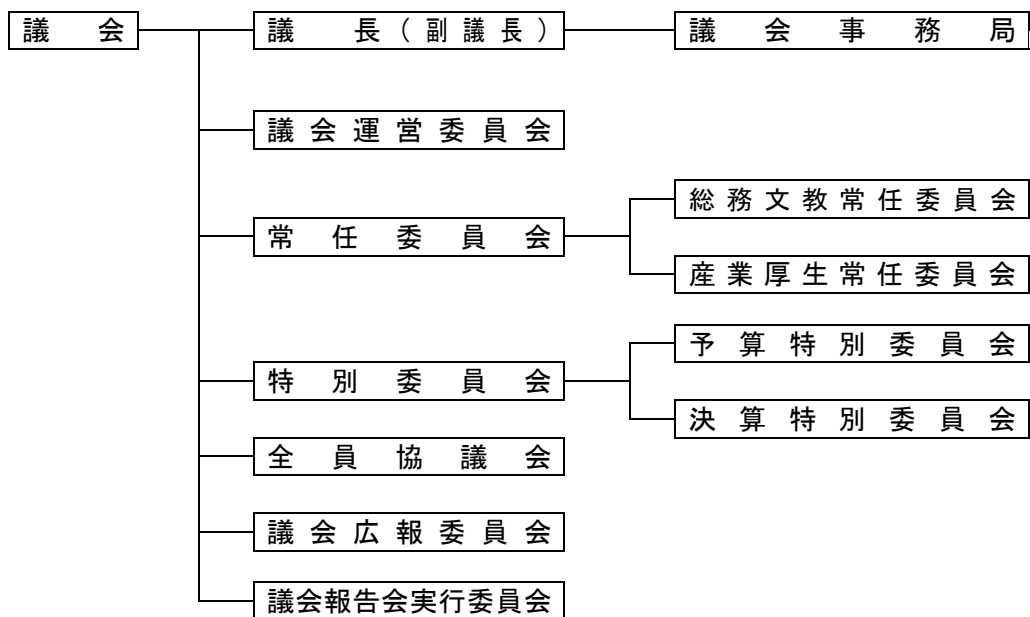
《議会の概要》

1 沿革

平成18年4月	第1回加東市議会が開催される。 (在任特例により、平成18年10月末まで43議員) 議会運営委員会及び総務文教、産業建設、厚生の3常任委員会を設置
平成18年6月	予算特別委員会設置
平成18年9月	決算特別委員会設置(以後毎年9月に設置) 懲罰特別委員会設置(懲罰動議提出による自動設置)
平成18年10月	市制施行後、初の議会議員選挙が行われ20人の議員が選出される。
平成19年3月	予算特別委員会設置(議長を除く全議員が委員となり、以降毎年3月に設置) 議会広報特別委員会設置(平成24年12月まで)
平成21年3月	懲罰特別委員会設置(懲罰動議提出による自動設置)
平成21年6月	加東市議会議員定数条例を制定し、議員定数を18人とする。 (平成21年6月26日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用) 庁舎整備等検討特別委員会設置(平成24年11月8日まで)
平成21年12月	議会基本条例策定特別委員会設置(平成22年9月24日まで)
平成22年9月	議会基本条例制定
平成22年12月	加東市議会議員定数条例の一部を改正し、議員定数を16人とする。 (平成22年12月24日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用)
平成24年12月	全員協議会を法定化 議会広報委員会を法定化 議会報告会実行委員会を法定化
平成25年6月	公共施設のあり方検討特別委員会設置(平成26年3月31日まで)
平成26年3月	私債権管理条例審査特別委員会設置(平成26年3月27日まで)
平成26年11月	産業建設常任委員会と厚生常任委員会を統合し、産業厚生常任委員会を設置 公共施設適正化検討特別委員会設置(平成28年3月25日まで)
平成28年3月	議会ICT推進研究部会設置(平成28年10月31日まで)
平成28年12月	議会ICT推進部会設置(平成30年10月31日まで)
平成29年3月	総合計画検討特別委員会設置(平成30年3月31日まで)
平成29年6月	加東市議会会議規則及び加東市傍聴規則を改正し、議場及び委員会室への電子機器の持ち込みを可能とする。
平成29年9月	議会基本条例検討特別委員会設置(平成30年10月31日まで)
平成30年9月	加東市議会基本条例の全部改正(平成30年9月26日)

令和 元 年 1 2 月	懲罰特別委員会設置（懲罰動議提出による自動設置）
令和 2 年 3 月	懲罰特別委員会設置（懲罰動議提出による自動設置）
令和 2 年 5 月	加東市新型コロナウイルス感染症対策連絡協議会設置
令和 2 年 9 月	懲罰特別委員会設置（懲罰動議提出による自動設置）
令和 2 年 1 0 月	平成 3 0 年 9 月に議会基本条例を改正したため、会議規則を全部改正。また、議会基本条例、議会委員会条例の一部を改正する。
令和 2 年 1 0 月	加東市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例を制定
令和 2 年 1 1 月	加東市議会災害対策連絡協議会を法定化 加東市新型コロナウイルス感染症対策連絡協議会を廃止
令和 3 年 3 月	懲罰特別委員会設置（懲罰動議提出による自動設置）
令和 3 年 3 月	「コロナ差別を許さない加東市議会メッセージ」を議決
令和 3 年 3 月	議会基本条例評価・検証特別委員会設置（令和 4 年 3 月 2 4 日調査終了）
令和 3 年 5 月	加東市議会災害時業務継続計画（BCP）策定
令和 3 年 9 月	懲罰特別委員会設置（懲罰動議提出による自動設置）
令和 3 年 1 2 月	加東市議会政策討論会を開催
令和 4 年 5 月	政策立案等に関するガイドラインを策定
令和 4 年 1 2 月	議員定数検討特別委員会設置（令和 6 年 1 1 月 1 1 日廃止）
令和 5 年 1 2 月	政策立案等に関するガイドライン策定後、初となる「自治体DXの推進に関する政策提案書」の提出を議決
令和 6 年 1 1 月	加東市議会議員定数条例の一部を改正し、議員定数を 1 4 人とする。 （令和 6 年 1 1 月 1 8 日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用）
令和 7 年 6 月	加東市議会議員選挙と加東市長選挙の同時執行に関する決議を議決
令和 7 年 1 2 月	懲罰特別委員会設置（懲罰動議提出による自動設置）
令和 8 年 3 月	加東市議会の解散に関する決議を議決
令和 8 年 4 月	議会の自主解散後、初の議会議員選挙が行われ 1 4 人の議員が選出される。

2 構成



3 議員

(1) 任期 令和8年4月26日～令和12年4月25日

(2) 議員定数 14人

(3) 所属党派別議員数 (令和8年5月末現在)

党派	公明党	無所属	計
人員	1	13	14

(4) 年齢別議員数 (令和8年5月末現在)

年齢	40～49	50～59	60～69	70～79	平均年齢
人員	2	2	7	3	61.9

(5) 期別議員数 (令和8年5月末現在)

期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期
人員	3	3	2	1	2	2	1

4 議会組織（令和8年5月末現在）

議長 別府みどり 副議長 橋本匡史

議会運営委員会

委員長	副委員長	委員	委員定数
小川忠市	松本美和子	藤尾 潔 小紫泰良 岸本眞知子 長谷川幹雄	6

常任委員会

委員会名	委員長	副委員長	委員	委員定数
総務文教	藤尾 潔	中村龍治	高瀬俊介 松本美和子 橋本匡史 土肥昭彦 小林智広	7
産業厚生	小紫泰良	長谷川幹雄	小川忠市 岸本眞知子 廣畑貞一 田中幸典	7

特別委員会設置状況（令和7年1月1日～令和8年5月現在）

特別委員会名	委員定数	設置年月日	消滅年月日
予算	15	令和7年3月3日	令和7年3月26日
	14	令和8年2月26日	令和8年3月23日
決算	14	令和7年9月1日	令和7年9月26日
懲罰	8	令和7年12月16日	令和7年12月24日

協議又は調整を行うための場

委員会名	委員長	副委員長	委員
議会広報	松本美和子	藤尾 潔	小紫泰良 小川忠市 長谷川幹雄 田中幸典 小林智広
議会報告会 実行	橋本匡史	中村龍治	岸本眞知子 高瀬俊介 廣畑貞一 土肥昭彦

一部事務組合等議会議員

北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園	別府みどり 松本美和子
播磨内陸医務事業組合	高瀬俊介 田中幸典
北播衛生事務組合	岸本眞知子 廣畑貞一 土肥昭彦
小野加東広域事務組合	
小野加東加西環境施設事務組合	小紫泰良 小川忠市 長谷川幹雄
北はりま消防組合	中村龍治 小林智広
兵庫県後期高齢者医療広域連合	藤尾 潔

各種委員

都市計画審議会	藤尾 潔 橋本匡史
---------	-----------

5 報酬・費用弁償

(1) 月額報酬（平成18年11月1日から適用）

議長 450,000円、副議長 380,000円、議員 350,000円

(2) 期末手当（令和8年4月1日から適用）

6月 100分の232.5 / 12月 100分の232.5

(3) 費用弁償（令和7年4月1日から適用）

旅 費

鉄道賃、船賃、航空賃	車 賃	宿泊手当	宿 泊 費
特別職の職員の旅費相当額	1 kmにつき 37円	1夜につき 2,200円	1夜につき 13,100円（甲地方） 11,800円（乙地方）

※特別な事情により宿泊費が上記表内の額を超える場合には、規則に定める額を上限として実費額を支給する。

6 議会費の執行状況

(単位：千円)

区 分	決 算 額			令 和 8 年 度 当 初 予 算 額
	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度 (見込み額)	
報酬	69,233	70,794	65,980	67,416
給料	18,628	17,192	18,243	18,387
職員手当等	36,588	38,029	39,488	38,829
共済費	27,016	25,685	24,634	22,308
報償費	100	65	416	451
旅費	1,238	953	1,133	2,334
交際費	144	157	158	300
需用費	3,121	3,055	3,064	5,192
役務費	102	150	103	130
委託料	45,015	6,551	7,096	8,060
使用料及び 賃借料	699	543	1,720	2,783
備品購入費	119	22	258	31
負担金、補助 及び交付金	756	753	801	980
補償、補填及 び賠償金	0	0	0	0
計	202,759	163,949	163,094	167,201

7 議会活動状況（令和7年1月1日～令和7年12月31日）

区分	会期	会期日数				本会議日の委員会日数	市長提出議案																議員・委員会提出案件										その他											
		本会議日数	休会日の委員会日数	その他の休会日数	計		提出件数				委員会付託件数				議決結果								提出件数				議決結果				一般質問 人件数	請願・陳情 ※	傍聴者の延べ人数※											
							条例	予算	決算	人事	その他議案	専決処分	計	条例	予算	決算	その他議案	計	原案可決	修正案可決	否決	原案撤回	継続審査	審議未了	翌年へ繰越	計	条例	規則	意見書	動議				決議	その他の案件	計	原案可決	修正案可決	否決	原案撤回	継続審査	審議未了	翌年へ繰越	計
第124回 定例会	3/3 ～ 3/26	4	5	15	24	1	19	14	0	2	0	0	35	2	7	0	0	9	35	0	0	0	0	0	0	35	1	0	0	1	0	3	5	5	0	0	0	0	0	5	10	31	0	16
第125回 定例会	6/2 ～ 6/26	4	2	19	25	1	4	6	0	1	4	3	18	0	0	0	0	0	17	0	1	0	0	0	0	18	0	0	2	0	1	3	6	6	0	0	0	0	0	6	12	31	0	8
第126回 定例会	9/1 ～ 9/26	4	6	16	26	2	7	6	7	4	0	0	24	4	0	7	0	11	24	0	0	0	0	0	24	1	0	0	1	0	2	4	3	0	1	0	0	0	0	4	12	30	0	10
第127回 臨時会	10/14	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
第128回 定例会	12/1 ～ 12/24	4	4	16	24	1	5	7	0	0	8	0	20	0	0	0	8	8	20	0	0	0	0	0	20	2	0	0	1	0	2	5	5	0	0	0	0	0	0	5	12	33	0	10
計		17	17	66	100	5	35	34	7	7	13	3	99	6	7	7	8	28	98	0	1	0	0	0	99	4	0	2	3	1	11	21	20	0	1	0	0	0	21	46	125	0	44	

※請願・陳情は、本会議に上程した件数。

※傍聴者の延べ人数は、議員、報道関係を除く。

8 議会視察受入れ状況

	月 日	市 議 会 名 委員会 (会派) 名	内 容
1	令和7年1月10日	埼玉県吉川市議会・松 伏町議会 公明党	・小中一貫教育の推進について
2	令和7年7月16日	秋田県鹿角市議会 教育民生常任委員会	・小中一貫校設立の推進について
3	令和7年8月6日	大阪府大東市議会	・小中一貫校、義務教育学校について
4	令和7年10月2日	群馬県みどり市議会 総務文教常任委員会	・DX推進の取組について
5	令和7年10月21日	福井県大野市議会 議会運営委員会	・政策立案、政策提案の取組みについて
6	令和7年10月24日	大阪府四條畷市議会 総務建設常任委員会	・公共施設統廃合と市の防災について
7	令和7年10月28日	徳島県阿波市議会 文教厚生常任委員会	・小中一貫教育について
8	令和7年10月30日	山形県米沢市議会 民生常任委員会	・加東市民病院の経営健全化について
9	令和7年11月13日	兵庫県太子町議会 総務経済建設常任委員 会	・観光行政のあり方について

9 委員会活動状況（令和7年1月1日～令和7年12月31日）

議会運営委員会

月 日	区分	内 容	結 果
2 / 12	閉会中	市長の専決処分事項の指定について 政策討論会議題提案書について 委員会の活動計画について 議会DX説明資料（案）について 条例改正について（費用弁償）	
2 / 21	閉会中	第124回加東市議会定例会の運営について 議会基本条例の検証について 一般質問の画像使用の留意点について 申入書について こども議会について	
3 / 3	閉会中	一般質問の運営について	
3 / 19	会期中	第124回加東市議会定例会（最終日）の運営について 閉会中の継続調査について 市長の専決処分事項の指定について 加東市議会議員が参加を希望する研修にかかる経費の負担に関する 内規の一部改正について こども議会について 政策討論会について（「きらめき学資金支給条例（案）」）	
3 / 26	閉会中	6月定例会等の日程について 議会基本条例の評価・検証の進め方について	
5 / 12	閉会中	議会基本条例の評価・検証について 申入書について 行政視察先（提案）について	
5 / 26	閉会中	第125回加東市議会定例会の運営について 議会基本条例の評価・検証について	
6 / 16	会期中	第125回加東市議会定例会（最終日）の運営について 常任委員の所属変更について 議員派遣について 閉会中の継続調査について タブレットの進捗状況について 議員研修について	
6 / 26	閉会中	9月定例会等の日程について 決算特別委員会の進め方について 議会基本条例の評価・検証について	
8 / 5	閉会中	議会基本条例の評価・検証について 6月定例会ふり返し事項まとめについて	
8 / 22	閉会中	第126回加東市議会定例会の運営について 決算特別委員会について 議会基本条例の評価・検証の中間報告について タブレットの導入について 6月定例会ふり返りの対応について	
9 / 19	会期中	第126回加東市議会定例会（最終日）の運営について 議員派遣について 閉会中の継続調査について 議会基本条例の評価・検証の中間報告について	

		自主解散に関する意見募集結果について 議員研修について	
9 / 26	閉会中	10月臨時会及び12月定例会等の日程について 要望書の取扱いについて 議会基本条例の評価・検証について	
10 / 9	閉会中	第127回加東市議会臨時会の運営について 加東市議会運営基準の改正について 意見交換会の申込について	
10 / 29	閉会中	9月定例会のふり返り事項まとめについて 議会基本条例の評価・検証について 議員研修費の執行状況について 議案等の取扱いについて	
11 / 21	閉会中	第128回加東市議会定例会の運営について 議会基本条例の評価・検証について	
12 / 9	会期中	懲罰動議の提出に伴う定例会の運営について	
12 / 17	会期中	第128回加東市議会定例会（最終日）の運営について 議会基本条例の評価・検証について 加東市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正について 議員派遣について 閉会中の継続調査について	
12 / 24	閉会中	令和8年3月定例会等の日程について 予算特別委員会資料について 加東市議会委員会条例の一部改正について サイバーセキュリティを確保するための方針の策定等について	

総務文教常任委員会

月 日	区 分	内 容	結 果
1 / 8	閉会中	市債権に係る督促手数料の廃止について 地域公共交通に関する政策提案書（案）について 委員会の活動計画について	
2 / 5	閉会中	基幹系業務システムの標準化・共通化スケジュールの見直しについて 小規模保育事業について 令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について 令和6年度全国学力学習状況調査の結果について 小中一貫校について 第26回議会報告会における市民からの意見等について 合同審査会の開催について	
3 / 5	会期中	加東市閉校施設条例制定の件	原案可決
		加東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件	原案可決
4 / 15	閉会中	社地域小学校等の跡地活用について 令和6年度加東市の公共交通施策に係る取組状況について 閉会中の継続調査について	
5 / 13	閉会中	地方公会計制度に基づく令和5年度決算財務書類について 次期ごみ処理施設整備の進捗状況について ふるさと納税業務の見直しについて フリースクール等民間施設へ通う児童生徒への支援事業について	

6 / 4	会期中	令和6年度教育委員会点検と評価について 認定こども園・保育所及びアフタースクールの利用状況について 人事労務管理に関する方針・計画の取組状況について 35人学級の着実な推進を求める意見書(案)について 閉会中の継続調査について	
8 / 7	閉会中	専決処分が不承認であったことに対して講じる措置について 滝野地域小中一貫校整備事業について 第2期加東市子ども・子育て支援事業計画に係る評価について 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について 読書の推進に関する条例について 第27回議会報告会における市民からの意見等について	
8 / 22	閉会中	加東市立学校におけるいじめ重大事態調査について	
9 / 3	会期中	加東市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件	原案可決
		加東市税条例及び加東市都市計画税条例の一部を改正する条例制定の件	原案可決
		令和6年度指定管理者導入施設のモニタリング(業務の履行状況)について(まちづくり政策部) 令和6年度指定管理者導入施設のモニタリング(業務の履行状況)について(教育振興部) 滝野地域小中一貫校建設工事の入札について 部活動地域展開について 加東市立学校におけるいじめ重大事態調査について 読書の推進に関する条例(案)について 閉会中の継続調査について	
9 / 18	会期中	市民課窓口延長業務の変更について	
10 / 7	閉会中	読書活動の推進に関する条例について 行政視察について	
10 / 29	閉会中	社地域小学校等施設及び跡地における活用案(素案)について	
11 / 4	閉会中	滝野コミュニティバス実証実験の現状について 財政計画について 令和7年度全国学力・学習状況調査等の結果について 行政視察について 市民との意見交換会について	
		◆研修会 読書の実態および読書教育の動向 講師: 姫路大学教育学部 こども未来学科教授 長谷 浩也 氏	
11/13~ 11/14	閉会中	◆行政視察(埼玉県三郷市・草加市) 日本一の読書のまち推進事業について いじめ防止及び不登校対策について	
12 / 3	会期中	公の施設の指定管理者の指定の件(加東市やしろ国際学習塾)	原案可決
		第4期加東市教育振興基本計画(案)について 加東市民の読書活動の推進に関する条例(案)について 現地調査(東条西ふれあい館) 閉会中の継続調査について 行政視察報告書について	

産業厚生常任委員会

月 日	区 分	内 容	結 果
1 / 9	閉会中	岡本地区におけるスマート農業への取組について 認知症施策の現状について 委員会の活動計画について 行政視察について	
1 / 30	閉会中	◆行政視察（和歌山県御坊市） 認知症条例及び認知症施策について	
2 / 6	閉会中	合同審査会の開催について 加東市老人及び心身障害者福祉施設レポートやしろ指定管理に係る 業務の一部変更について 第26回議会報告会における市民からの意見等について 行政視察について（報告）	
3 / 6	会期中	獣害対策について 都市計画の区域区分の見直しについて 閉会中の継続調査について	
5 / 15	閉会中	加東市公園施設長寿命化計画の見直しについて 創業者支援補助事業補助金審査委員会について 令和3年度災害復旧事業について（現地調査） 行政視察について	
6 / 5	会期中	加東市病院事業部の業務及び経営状況（令和6年10月～令和7年 3月）について 閉会中の継続調査について	
7 / 15	閉会中	認知症施策（認知症ケアネット 地域資源マップ）について 行政視察について（長野県安曇野市・愛知県知多市）	
7/28 ~ 7/29	閉会中	◆行政視察（長野県安曇野市・愛知県知多市） 都市計画法による線引きの廃止について 認知症施策推進条例について	
8 / 8	閉会中	第27回議会報告会における市民からの意見等について 行政視察について（所管まとめ）	
9 / 4	会期中	加東市給水条例の一部を改正する条例制定の件	原案可決
		加東市下水道条例の一部を改正する条例制定の件	原案可決
		令和6年度指定管理者導入施設のモニタリング（業務の履行状況）に ついて（健康福祉部） 令和6年度指定管理者導入施設のモニタリング（業務の履行状況）に ついて（産業振興部） 閉会中の継続調査について 行政視察報告書（まとめ）	
10 / 9	閉会中	天神東檜鹿谷土地区画整理事業について 国道・県道の改修要望（現地調査）について	
11 / 7	閉会中	加東市病院事業部の業務及び経営状況（令和7年4月～令和7年9 月）について 現地調査（滝野交流保養館、やしろ鴨川の郷、朝光寺） 県道の改修要望について（まとめ） 市民との意見交換会について	
12 / 4	会期中	公の施設の指定管理者の指定の件（加東市社福祉センター及び加東 市福祉施設レポートやしろ）	原案可決
		公の施設の指定管理者の指定の件（加東市滝野産業展示館）	原案可決

		公の施設の指定管理者の指定の件（加東市内水面関連知識普及教育施設加東市アクア東条）	原案可決
		公の施設の指定管理者の指定の件（加東市産地形成等促進施設・道の駅とうじょう）	原案可決
		公の施設の指定管理者の指定の件（加東市やしる鴨川の郷）	原案可決
		公の施設の指定管理者の指定の件（加東市滝野交流保養館）	原案可決
		公の施設の指定管理者の指定の件（加東アート館）	原案可決
		天神東崎鹿谷土地区画整理事業について 閉会中の継続調査について 商工会に対する支援要望について 研修会について	
12 / 26	閉会中	◆研修会 自治体病院の経営について～試練の時代の自治体病院経営～ 講師：城西大学経営学部教授 伊関 友伸 氏	

合同審査会（2/6 総務文教常任委員会から産業厚生常任委員会への申し入れにより）

月 日	区分	内 容	結 果
2 / 6	閉会中	デマンド型交通事業・福祉タクシー事業の今後の在り方について	

懲罰特別委員会

月 日	区分	内 容	結 果
12 / 18	会期中	大城戸聡子議員に対する懲罰の件	懲罰を科すべきもの (陳謝)

予算特別委員会

月 日	区分	内 容	結 果
3 / 10	会期中	令和7年度加東市一般会計予算	原案可決
		令和7年度加東市国民健康保険特別会計予算	原案可決
		令和7年度加東市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
3 / 11		令和7年度加東市介護保険保険事業特別会計予算	原案可決
3 / 12		令和7年度加東市水道事業会計予算	原案可決
		令和7年度加東市下水道事業会計予算	原案可決
		令和7年度加東市病院事業会計予算	原案可決

決算特別委員会

月 日	区分	内 容	結 果
9 / 8	会期中	令和6年度加東市一般会計決算の認定の件	認 定
		令和6年度加東市国民健康保険特別会計決算の認定の件	認 定
9 / 9		令和6年度加東市後期高齢者医療特別会計決算の認定の件	認 定
9 / 10		令和6年度加東市介護保険保険事業特別会計決算の認定の件	認 定
		令和6年度加東市水道事業会計利益の処分及び決算の認定の件	原案可決・認定
9 / 16		令和6年度加東市下水道事業会計決算の認定の件	認 定
		令和6年度加東市病院事業会計決算の認定の件	認 定

10 市長提出議案審査結果（令和7年1月1日～令和7年12月31日）

（1）地方自治法第96条第1項第1号（条例35件）

議案 番号	件 名	提出 月日	議決 月日	結果
15	加東市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例制定の件	3 / 3	3 / 3	原案可決
16	加東市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	3 / 3	3 / 3	原案可決
17	加東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件	3 / 3	3 / 3	原案可決
18	加東市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件	3 / 3	3 / 3	原案可決
19	加東市税条例等の一部を改正する条例制定の件	3 / 3	3 / 3	原案可決
20	督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件	3 / 3	3 / 3	原案可決
21	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件	3 / 3	3 / 3	原案可決
22	加東市減債基金条例の一部を改正する条例制定の件	3 / 3	3 / 3	原案可決
23	加東市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件	3 / 3	3 / 3	原案可決
24	加東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件	3 / 3	3 / 3	原案可決
25	加東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件	3 / 3	3 / 26	委員会付託 原案可決
26	加東市老人及び心身障害者福祉施設レポートやしろ条例の一部を改正する条例制定の件	3 / 3	3 / 3	原案可決
27	加東市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	3 / 3	3 / 3	原案可決
28	加東市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件	3 / 3	3 / 3	原案可決
29	加東市給水条例の一部を改正する条例制定の件	3 / 3	3 / 3	原案可決
30	加東市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件	3 / 3	3 / 3	原案可決
31	加東市閉校施設条例制定の件	3 / 3	3 / 26	委員会付託 原案可決
32	加東市立学校施設使用条例の一部を改正する条例制定の件	3 / 3	3 / 3	原案可決
33	加東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び加東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	3 / 3	3 / 3	原案可決
39	加東市職員の育児休業等に関する条例及び加東市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	6 / 2	6 / 2	原案可決
40	加東市福祉医療費助成に関する条例及び加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件	6 / 2	6 / 2	原案可決
41	加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件	6 / 2	6 / 2	原案可決

45	加東市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件	6 / 26	6 / 26	原案可決
54	加東市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例制定の件	9 / 1	9 / 1	原案可決
55	加東市税条例及び加東市都市計画税条例の一部を改正する条例制定の件	9 / 1	9 / 26	委員会付託 原案可決
56	加東市給水条例の一部を改正する条例制定の件	9 / 1	9 / 26	委員会付託 原案可決
57	加東市下水道条例の一部を改正する条例制定の件	9 / 1	9 / 26	委員会付託 原案可決
58	加東市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件	9 / 1	9 / 26	委員会付託 原案可決
59	加東市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件	9 / 26	9 / 26	原案可決
60	加東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定の件	9 / 26	9 / 26	原案可決
69	加東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件	12 / 1	12 / 1	原案可決
70	加東市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例及び加東市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件	12 / 1	12 / 1	原案可決
71	加東市議会議員及び加東市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件	12 / 1	12 / 1	原案可決
72	加東市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件	12 / 1	12 / 1	原案可決
73	加東市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件	12 / 1	12 / 1	原案可決

(2) 地方自治法第96条第1項第2号(予算34件)

議案番号	件名	提出月日	議決月日	結果
1	令和6年度加東市一般会計補正予算(第9号)	3 / 3	3 / 3	原案可決
2	令和6年度加東市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	3 / 3	3 / 3	原案可決
3	令和6年度加東市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	3 / 3	3 / 3	原案可決
4	令和6年度加東市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	3 / 3	3 / 3	原案可決
5	令和6年度加東市水道事業会計補正予算(第6号)	3 / 3	3 / 3	原案可決
6	令和6年度加東市下水道事業会計補正予算(第5号)	3 / 3	3 / 3	原案可決
7	令和6年度加東市病院事業会計補正予算(第4号)	3 / 3	3 / 3	原案可決
8	令和7年度加東市一般会計予算	3 / 3	3 / 26	委員会付託 原案可決
9	令和7年度加東市国民健康保険特別会計予算	3 / 3	3 / 26	委員会付託 原案可決
10	令和7年度加東市後期高齢者医療特別会計予算	3 / 3	3 / 26	委員会付託 原案可決

11	令和7年度加東市介護保険保険事業特別会計予算	3 / 3	3 / 26	委員会付託 原案可決
12	令和7年度加東市水道事業会計予算	3 / 3	3 / 26	委員会付託 原案可決
13	令和7年度加東市下水道事業会計予算	3 / 3	3 / 26	委員会付託 原案可決
14	令和7年度加東市病院事業会計予算	3 / 3	3 / 26	委員会付託 原案可決
34	令和7年度加東市一般会計補正予算（第1号）	6 / 2	6 / 2	原案可決
35	令和7年度加東市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	6 / 2	6 / 2	原案可決
36	令和7年度加東市介護保険保険事業特別会計補正予算（第1号）	6 / 2	6 / 2	原案可決
37	令和7年度加東市水道事業会計補正予算（第1号）	6 / 2	6 / 2	原案可決
38	令和7年度加東市下水道事業会計補正予算（第1号）	6 / 2	6 / 2	原案可決
44	令和7年度加東市一般会計補正予算（第2号）	6 / 26	6 / 26	原案可決
48	令和7年度加東市一般会計補正予算（第3号）	9 / 1	9 / 1	原案可決
49	令和7年度加東市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	9 / 1	9 / 1	原案可決
50	令和7年度加東市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	9 / 1	9 / 1	原案可決
51	令和7年度加東市介護保険保険事業特別会計補正予算（第2号）	9 / 1	9 / 1	原案可決
52	令和7年度加東市水道事業会計補正予算（第2号）	9 / 1	9 / 1	原案可決
53	令和7年度加東市下水道事業会計補正予算（第2号）	9 / 1	9 / 1	原案可決
61	令和7年度加東市病院事業会計補正予算（第1号）	10/14	10/14	原案可決
63	令和7年度加東市一般会計補正予算（第4号）	12 / 1	12 / 1	原案可決
64	令和7年度加東市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	12 / 1	12 / 1	原案可決
65	令和7年度加東市介護保険保険事業特別会計補正予算（第3号）	12 / 1	12 / 1	原案可決
66	令和7年度加東市水道事業会計補正予算（第3号）	12 / 1	12 / 1	原案可決
67	令和7年度加東市下水道事業会計補正予算（第3号）	12 / 1	12 / 1	原案可決
68	令和7年度加東市病院事業会計補正予算（第2号）	12 / 1	12 / 1	原案可決
82	令和7年度加東市一般会計補正予算（第5号）	12/24	12/24	原案可決

(3) 地方自治法第96条第1項第3号(決算7件)

認定 番号	件 名	提 出 日	議 決 日	結 果
1	令和6年度加東市一般会計決算の認定の件	9 / 1	9 / 26	委員会付託 認 定
2	令和6年度加東市国民健康保険特別会計決算の認定の件	9 / 1	9 / 26	委員会付託 認 定
3	令和6年度加東市後期高齢者医療特別会計決算の認定の件	9 / 1	9 / 26	委員会付託 認 定
4	令和6年度加東市介護保険保険事業特別会計決算の認定の件	9 / 1	9 / 26	委員会付託 認 定
5	令和6年度加東市水道事業会計利益の処分及び決算の認定の件	9 / 1	9 / 26	委員会付託 原案可決・認定
6	令和6年度加東市下水道事業会計決算の認定の件	9 / 1	9 / 26	委員会付託 認 定
7	令和6年度加東市病院事業会計決算の認定の件	9 / 1	9 / 26	委員会付託 認 定

(4) 地方自治法第96条第1項第4号から第14号

(ア) 契約(5件)

議案 番号	件 名	提 出 日	議 決 日	結 果
42	自走式トイレカー購入の件	6 / 2	6 / 2	原案可決
43	学習者用端末購入の件	6 / 2	6 / 2	原案可決
46	内部情報系端末及び周辺機器購入の件	6 / 26	6 / 26	原案可決
47	小型動力ポンプ付積載車等購入の件	6 / 26	6 / 26	原案可決
62	加東市滝野地域小中一貫校建設工事請負契約締結の件	10/14	10/14	原案可決

(5) 地方自治法第96条第1項第15号及び第96条第2項

(ア) 人事(3件)

同意 番号	件 名	提 出 日	議 決 日	結 果
1	加東市教育委員会委員の任命の件	3 / 3	3 / 3	同 意
2	加東公平委員会委員の選任の件	3 / 3	3 / 3	同 意
3	加東市固定資産評価員の選任の件	6 / 2	6 / 2	同 意

(イ) 人事(4件)

議会諮問 番 号	件 名	提 出 日	議 決 日	結 果
1	人権擁護委員候補者の推薦の件	9 / 1	9 / 1	適 任
2	人権擁護委員候補者の推薦の件	9 / 1	9 / 1	適 任
3	人権擁護委員候補者の推薦の件	9 / 1	9 / 1	適 任
4	人権擁護委員候補者の推薦の件	9 / 1	9 / 1	適 任

(ウ) その他 (8件)

議案 番号	件 名	提 出 月 日	議 決 月 日	結 果
74	公の施設の指定管理者の指定の件 (加東市社福祉センター及び加東市福祉施設レポートやしろ)	12 / 1	12/24	委員会付託 原案可決
75	公の施設の指定管理者の指定の件 (加東市滝野産業展示館)	12 / 1	12/24	委員会付託 原案可決
76	公の施設の指定管理者の指定の件 (加東市内水面関連知識普及教育施設加東市アクア東条)	12 / 1	12/24	委員会付託 原案可決
77	公の施設の指定管理者の指定の件 (加東市産地形成等促進施設・道の駅とうじょう)	12 / 1	12/24	委員会付託 原案可決
78	公の施設の指定管理者の指定の件 (加東市やしろ鴨川の郷)	12 / 1	12/24	委員会付託 原案可決
79	公の施設の指定管理者の指定の件 (加東市滝野交流保養館)	12 / 1	12/24	委員会付託 原案可決
80	公の施設の指定管理者の指定の件 (加東アート館)	12 / 1	12/24	委員会付託 原案可決
81	公の施設の指定管理者の指定の件 (加東市やしろ国際学習塾)	12 / 1	12/24	委員会付託 原案可決

(6) 地方自治法第179条 (専決処分3件)

承認 番号	件 名	提 出 月 日	議 決 月 日	結 果
1	専決処分の承認を求める件 (令和6年度加東市一般会計補正予算 (第10号))	6 / 2	6 / 2	不承認
2	専決処分の承認を求める件 (加東市税条例及び加東市都市計画税条例の一部を改正する条例制定)	6 / 2	6 / 2	承認
3	専決処分の承認を求める件 (加東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定)	6 / 2	6 / 2	承認

(7) 報告事項 (13件)

報告 番号	件 名	報 告 月 日
1	専決処分の報告の件 (和解及び損害賠償の額を定めること)	3 / 3
2	専決処分の報告の件 (和解及び損害賠償の額を定めること)	3 / 26
3	専決処分の報告の件 (和解及び損害賠償の額を定めること)	6 / 2
4	令和6年度加東市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告の件	6 / 2
5	令和6年度加東市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告の件	6 / 2
6	令和6年度加東市水道事業会計予算繰越計算書の報告の件	6 / 2
7	令和6年度加東市下水道事業会計予算繰越計算書の報告の件	6 / 2
8	株式会社夢街人とうじょうの経営状況の報告の件	6 / 2
9	公益財団法人加東文化振興財団の経営状況の報告の件	6 / 2
10	専決処分が不承認であったことに対して講じる措置の報告の件	6 / 26
11	専決処分の報告の件 (和解及び損害賠償の額を定めること)	9 / 1

12	令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件	9 / 1
13	放棄した私債権の報告の件	9 / 1

1.1 議員・委員会提出議案審査結果（令和7年1月1日～令和7年12月31日）

（1） 条例（4件）

議案 番号	件 名	提 出 月 日	議 決 月 日	結 果
1	加東市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する 条例制定の件	3 / 3	3 / 3	原案可決
3	加東市防災・減災及び災害からの復興に関する条例制定の件	9 / 1	9 / 1	否 決
4	加東市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一 部を改正する条例制定の件	12/ 1	12/ 1	原案可決
5	加東市議会基本条例の一部を改正する条例制定の件	12/24	12/24	原案可決

（2） 規則（0件）

（3） その他議案（1件）

議案 番号	件 名	提 出 月 日	議 決 月 日	結 果
2	市長の専決処分事項の指定の一部を改正する件	3 /26	3 /26	原案可決

（4） 意見書（2件）

意見書 番 号	件 名	提 出 月 日	議 決 月 日	結 果
1	35人学級の着実な推進を求める意見書	6 /26	6 /26	原案可決
2	刑事訴訟法の再審規定の改正によるえん罪被害者の速やかな 救済を求める意見書	6 /26	6 /26	原案可決

（5） 決議（1件）

決議 番号	件 名	提 出 月 日	議 決 月 日	結 果
1	加東市議会議員選挙と加東市長選挙の同時執行に関する決議	6 /26	6 /26	原案可決

（6） 動議（3件）

件 名	提 出 月 日	議 決 月 日	結 果
予算特別委員会設置に関する動議	3 / 3	3 / 3	可 決
決算特別委員会設置に関する動議	9 / 1	9 / 1	可 決
大城戸聡子議員に対する懲罰の件	12/16	12/24	委員会付託 可 決

(7) その他(10件)

件名	提出月日	議決月日	結果
議員派遣の件	3/26	3/26	決定
委員会の閉会中の継続調査の件	3/26	3/26	決定
常任委員の所属変更の件	6/17	6/17	決定
議員派遣の件	6/26	6/26	決定
委員会の閉会中の継続調査の件	6/26	6/26	決定
議員派遣の件	9/26	9/26	決定
委員会の閉会中の継続調査の件	9/26	9/26	決定
議員派遣の件	10/14	10/14	決定
議員派遣の件	12/24	12/24	決定
委員会の閉会中の継続調査の件	12/24	12/24	決定

12 請願審査(令和7年1月1日～令和7年12月31日) 0件

13 陳情審査(令和7年1月1日～令和7年12月31日) 0件

14 選挙(令和7年1月1日～令和7年12月31日) 0件

15 一般質問(令和7年1月1日～令和7年12月31日)

3月定例会

順序	質問者	質問事項
1	大城戸聡子	1 行政としての終活支援について 2 加東市立中学校及び義務教育学校生活について 3 市内農地の活用について
2	橋本匡史	1 不登校児童生徒への支援制度について 2 加東市コミュニティセンター東条会館の有効活用について
3	小川忠市	1 市長に令和6年度のふり返りと令和7年度への思いを聞く 2 人口減少社会における行政の役割について 3 認知症基本法に対応した今後の取組について 4 住宅の耐震化対策について
4	小紫泰良	1 令和6年度加東市学校教育の進展の評価と令和7年度の基本方針について 2 「尿ナトカリ比」で改善できる「高血圧」について 3 「父親の産後うつ」について
5	大久保忠義	1 災害対策について 2 農業従事者に対する支援について 3 防犯カメラ設置の充実について
6	別府みどり	1 スクールバスの安全性と遅延や運休時の情報提供について 2 自転車通学の学校のきまりについて 3 フリースクールに通う児童生徒への支援について
7	長谷川幹雄	1 市内に増え続けるヤードの管理及び対策について 2 日本農業遺産に認定された「山田錦」の今後の扱いについて
8	大畑一千代	1 社地域小学校跡地は、地元に戻すべきではないか 2 社地域小学校は、やはり、コミセンなどとして活用すべきでは 3 認定こども園等入所状況と小規模保育事業について

9	松本美和子	1 75歳以上の方に配付してきた「福祉タクシー券」をなぜ廃止するのか 2 大阪万博に学校行事で参加する児童や生徒、教師の個人情報の提供について 3 社地域小中一貫校や各学校施設等の充実について 4 社アフタースクールについて 5 女性活躍推進法成立から10年。女性職員への健康問題に配慮できているか
10	藤尾 潔	1 部活動の地域移行について 2 登下校の見守りについて 3 今後の財政運営について

6月定例会

順序	質問者	質問事項
1	大城戸聡子	1 北はりま成年後見支援センターについて 2 加東市の介護予防、健康づくり事業について 3 加東市業務継続計画（BCP）について 4 加東市の特別支援教育の向上について
2	中村龍治	1 加東市における特別な支援を要する児童を取り巻く環境について 2 物価高騰に伴う加東市の今後の対応について
3	大久保忠義	1 登山マップやトレッキングガイドブック作成について 2 中学生の通学かばんの反射テープ取付による交通事故防止について
4	小川忠市	1 「孤立死」について 2 災害時の個別避難計画について 3 DX推進（ペーパーレス化）の進捗とその他の課題について
5	小紫泰良	1 滝野総合公園多目的グラウンドの外部トイレの洋式化について 2 「幻の山桜」の復活について
6	橋本匡史	1 東条地域における悪臭被害と市の対応について
7	長谷川幹雄	1 東条川河川敷の草刈り作業や中州の堆積物について 2 東条川沿いの桜街道（通学路でもある）のライトアップについて 3 道路沿いの花の植栽と道路の維持管理（国道・県道・市道）について
8	別府みどり	1 里親支援センターとの連携について 2 プレコンセプションケアの取組について 3 緑化推進事業（花いっぱい運動）について
9	高瀬俊介	1 教育現場におけるカスハラ防止とトラブル支援に関して 2 「朝の小1の壁」始業前の居場所確保に関して
10	大畑一千代	1 社地域旧小学校等の活用等について 2 保育所・こども園の入所状況について
11	藤尾 潔	1 災害関連死認定の体制整備を 2 市民病院の救急医療確保の繰り入れについて 3 水道管の老朽化対策は 4 学校跡地の活用について
12	松本美和子	1 ひとり親家庭の養育費未払い問題解消に向けた支援強化について 2 高齢者・障がい者の生活支援強化に向けた家庭ごみ戸別収集の導入検討を 3 職員の生理休暇制度改善と働きやすい職場づくりに向けた取り組みについて

9月定例会

順序	質問者	質問事項
1	大城戸聡子	1 防犯・防災に関する補助金について 2 市長への手紙の取り扱いについて 3 重層的支援体制整備事業の実績と今後の在り方について 4 加東市における健康増進や介護予防事業について
2	小川忠市	1 社東条東自主運行バス廃止後の地域住民の移動手段について 2 認知症高齢者賠償保険制度について 3 宅配ボックス設置補助制度の導入について 4 熱中症予防対策として空調服購入補助制度を導入しては
3	中村龍治	1 加東市における今後の熱中症対策について 2 兵庫県内2市長が書類送検された件について岩根市長に問う
4	廣畑貞一	1 多様な背景を持つ人たちが生き辛さのない加東市づくりについて問う
5	小紫泰良	1 国民健康保険の高額療養費還付の手続について 2 歯の再植治療の可能性を高める歯の保存液について
6	橋本匡史	1 加東市における児童生徒の安全な学習環境の確保について
7	大久保忠義	1 見かけの人口に惑わされない加東市の未来設計について 2 多文化共生と地域づくりについて 3 市内の裸婦像について
8	別府みどり	1 小中一貫校開校後のPTA組織の在り方について 2 女性管理職の増加に対する環境対策はできているか
9	長谷川幹雄	1 物価高を上回る賃金上昇について 2 アフタースクールの運営について 3 シェアサイクルとレンタサイクルの現状と課題について
10	大畑一千代	1 社地域小学校閉校後の活用について 2 公職選挙の管理執行方法に関する周知について
11	藤尾 潔	1 学校徴収金の在り方について 2 市立特別支援学校の整備を考えられないか 3 地域猫事業の検討を
12	松本美和子	1 ひとり親家庭等の教育機会保障に向けた大学受験料等助成制度の導入について 2 こどもの人権に配慮するため個室の更衣室を 3 学校の児童や生徒に個別ロッカーの設置を

12月定例会

順序	質問者	質問事項
1	大城戸聡子	1 小1ギャップ解消に向けた取組について 2 各種選挙の投票率アップに向けた取組について 3 市の施設における安全配備体制について
2	小川忠市	1 市長任期4年間のふり返りと次期市長選挙への出馬意思を聞く 2 市長選挙と議員選挙の同時実施の効果について 3 特別職報酬等審議会について 4 介護保険制度への自治体調査結果について 5 介護ファミリーサポート事業について
3	中村龍治	1 滝野地域小中一貫校開校に伴う通学路について
4	小紫泰良	1 市役所開庁時間短縮について 2 兵庫教育大学との連携について

5	廣畑 貞一	1 部活動地域展開の課題について
6	大久保忠義	1 合宿地としての誘致について 2 加東市の熊対策について 3 ナガエツルノゲイトウの対策について
7	橋本 匡史	1 部活動の地域展開における持続可能な運営体制の構築について 2 再犯防止推進計画の策定について 3 加東市の広報戦略と効果的な情報発信について
8	別府みどり	1 市の経費削減に対する考え方を問う 2 市役所周辺のパークナイズ（公園化）について 3 最低賃金見直しによる公契約に対する市の対応について
9	長谷川幹雄	1 農政課における農地の管理及び今後の課題について 2 東条西ふれあい館における対応と今後について 3 廃校施設の業者等への売却及び賃貸借等の説明はどのようにされたのか
10	大畑一千代	1 旧鴨川小学校の活用について 2 保育行政について
11	藤尾 潔	1 社地域閉校後の小学校跡地の取り扱いについて 2 部活動の地域展開に関する諸課題について 3 加東市及び旧3町に関わる音楽について 4 加東市史の編纂を行う考えはないか
12	松本美和子	1 ごみを出せない不安をなくすために — 高齢者・障がい者への収集支援の充実を 2 高齢者が気軽に外出し、温泉を楽しめるまちづくりの提案 3 子どもが相談しやすい環境づくりのための匿名いじめ相談アプリ導入について

16 協議又は調整を行うための場（令和7年1月1日～令和7年12月31日）

全員協議会

月 日	区 分	内 容
2 / 21	閉会中	第124回加東市議会定例会議案説明 議員提出第1号議案 加東市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定の件 市長の専決処分事項の指定について 12月定例会のふり返し事項について 議会DX説明資料について 加東市議会基本条例の検証について
3 / 26	閉会中	一部事務組合議会の報告について 議会報告会実行委員会の報告について 加東市議会議員が参加を希望する研修にかかる経費の負担に関する内規の一部改正について 3月定例会のふり返しについて
5 / 26	閉会中	第125回加東市議会定例会議案説明 加東市議会を自主解散し、市長選挙と市議会議員選挙を同時執行とする提案について
6 / 26	閉会中	議会報告会実行委員会の報告について タブレットの進捗状況と議員研修について 6月定例会のふり返しについて
8 / 22	閉会中	第126回加東市議会定例会議案説明 決算特別委員会について

		タブレットの導入について 加東市議会と市民との意見交換会実施要綱の改正について 6月定例会のふり返り事項の対応について
9 / 1	会期中	第28回議会報告会の運営について
9 / 16	会期中	第28回議会報告会の運営について
9 / 26	閉会中	議会報告会実行委員会の報告について 議会基本条例の評価・検証の中間報告について 議員研修について 9月定例会ふり返りについて
11 / 21	閉会中	第128回加東市議会定例会議案説明 議会基本条例の評価・検証について 議会運営基準の改正について 9月定例会のふり返り事項について 議員研修負担金について
12 / 24	閉会中	一部事務組合議会の報告について 議会報告会実行委員会の報告について 加東市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正について 12月定例会のふり返りについて ナチュラルビズ（軽装勤務）の通年実施について

議会広報委員会

月	日	区分	内 容
1	/ 7	閉会中	議会広報（第72号）編集について
1	/ 15	閉会中	議会広報（第72号）編集について
1	/ 21	閉会中	議会広報（第72号）編集について
2	/ 26	閉会中	クイズ&アンケート募集結果（第72号）について 議会広報（第73号）編集について
3	/ 24	会期中	議会広報（第73号）編集について
3	/ 28	閉会中	議会広報（第73号）編集について
4	/ 1	閉会中	議会広報（第73号）編集について
4	/ 11	閉会中	議会広報（第73号）編集について
4	/ 17	閉会中	議会広報（第73号）編集について
5	/ 29	閉会中	クイズ&アンケート募集結果（第73号）について 議会広報（第74号）編集について
6	/ 20	会期中	議会広報（第74号）編集について
6	/ 27	閉会中	議会広報（第74号）編集について
7	/ 2	閉会中	議会広報（第74号）編集について
7	/ 10	閉会中	議会広報（第74号）編集について
7	/ 18	閉会中	議会広報（第74号）編集について
8	/ 26	閉会中	クイズ&アンケート募集結果（第74号）について 議会広報（第75号）編集について
9	/ 17	会期中	議会広報（第75号）編集について
10	/ 1	閉会中	議会広報（第75号）編集について
10	/ 10	閉会中	議会広報（第75号）編集について

10 / 20	閉会中	議会広報（第75号）編集について
11 / 28	閉会中	クイズ&アンケート募集結果（第75号）について 議会広報（第76号）編集について
12 / 19	会期中	議会広報（第76号）編集について
12 / 26	閉会中	議会広報（第76号）編集について

議会報告会実行委員会

月 日	区分	内 容
1 / 16	閉会中	報告書の確認について 第27回議会報告会の実施方法について
3 / 13	会期中	第27回議会報告会の実施方法について
5 / 7	閉会中	第27回議会報告会について
6 / 19	会期中	第27回議会報告会のまとめについて 市行政に対する要望・提言等で報告するもの 次回の開催に向けて
8 / 21	閉会中	第28回議会報告会の実施方法について
9 / 16	会期中	第28回議会報告会の実施方法について
10 / 8	閉会中	第28回議会報告会の実施方法について
11 / 5	閉会中	第28回議会報告会について
12 / 10	会期中	第28回議会報告会のまとめについて 市行政に対する要望・提言等で報告するもの 次回の開催に向けて

※議会報告会（実績）

月 日	
5 / 16	第27回議会報告会（河高交流センター、上三草公民館、新定公民館）
5 / 17	第27回議会報告会（貞守公民館、山国公民館、上久米公民館）
5 / 18	第27回議会報告会（上田公民館、上鴨川公民館、上滝野公民館）
11 / 7	第28回議会報告会（窪田公民館、稲尾集落センター、岡本公民館）
11 / 8	第28回議会報告会（曾我公民館、岩屋公民館、屋度公民館）
11 / 9	第28回議会報告会（加東市秋のフェスティバル2025）

17 市長への提案等

月 日	内 容
1 / 24	地域公共交通に関する政策提案書（総務文教常任委員会）
9 / 26	令和6年度決算にかかる意見書（決算特別委員会）
11 / 21	県道の修繕等にかかる意見書について（産業厚生常任委員会）

18 加東市議会と市民との意見交換会

月 日	内 容
11 / 25	非常備消防（消防団）活動について
12 / 4	介護保険行政について

19 議員研修会

月	日	内	容
1	/ 14	「ペーパーレス会議システムについて」	講師：末竹利樹氏（東京インタープレイ株）
8	/ 5	「情報セキュリティについて」	講師：篠原嘉一氏（N I T情報技術推進ネットワーク株）
10	/ 14	「ペーパーレス会議システムの基本操作及び機能について」	講師：相澤璃乃氏（東京インタープレイ株）
10	/ 29	「投票率の低下と議員のなり手不足について」	講師：藤村直史氏（神戸大学大学院法学研究科教授）

20 その他

- (1) 令和7年度当初予算審査の方法
 - ・予算特別委員会で審査（15人）
- (2) 令和6年度決算審査の方法
 - ・決算特別委員会で審査（14人）
- (3) 一般質問の運営について
 - ・一般質問を2日間で実施する場合は、質問者を均等に分けて行う。均等に分けられない場合は1日目の質問者を多くする。
- (4) 会議録
 - ・レコーダーによる全文記録
 - ・民間業者委託
- (5) 広報活動
 - ・議会広報の発刊
 - ・市議会のホームページに、本会議・常任委員会等日程のお知らせ、議決結果一覧表、議案・一般質問通告書・委員会資料の掲載、会議録の掲載、議会だよりの掲載、本会議のインターネット生放送、本会議・常任委員会、予算及び決算特別委員会のインターネット録画放送、その他議会活動の掲載
 - ・CATVによる本会議の生放送、一般質問通告一覧表及び常任委員会の開催案内の文字放送
- (6) 役員任期
 - ・申し合わせにより2年（ただし、議会広報委員及び議会報告会実行委員は1年とする）
- (7) 議会事務局
 - ・事務局長、次長、係長、書記

2 1 議会関係諸規定

- (定 数) ・社町、滝野町及び東条町の廃置分合に伴い新たに設置される市の議会の議員の定数に関する協議書……………P29
- ・加東市議会議員定数条例……………P29
- (会 議) ・加東市議会基本条例……………P30
- ・加東市議会と市民との意見交換会実施要綱……………P35
- ・加東市議会議会報告会実行委員会規程……………P38
- ・加東市議会議会報告会実施要綱……………P39
- ・加東市議会定例会条例……………P40
- ・加東市議会定例会規則……………P40
- ・加東市議会の議決すべき事件に関する条例……………P40
- ・加東市議会委員会条例……………P41
- ・加東市議会オンラインによる方法での委員会運営要綱……………P46
- ・加東市議会会議規則……………P47
- ・加東市議会全員協議会規程……………P63
- ・加東市議会災害対策連絡協議会規程……………P64
- ・加東市議会運営基準……………P65
- ・加東市議会投票用紙規程……………P75
- ・加東市議会傍聴規則……………P76
- ・加東市議会手話通訳及び要約筆記実施要綱……………P78
- ・加東市議会議員記章規程……………P78
- ・加東市議会広報の発行に関する規程……………P79
- ・加東市議会広報の編集に関する内規……………P80
- ・加東市議会自由討議実施要綱……………P81
- ・加東市議会政策討論会実施要綱……………P82
- ・加東市議会会派規程……………P84
- ・加東市議会における情報通信機器の使用基準……………P89
- ・加東市議会タブレット端末の貸与等に関する規程……………P90
- (事務局) ・加東市議会事務局設置条例……………P95
- ・加東市議会事務局処務規程……………P96
- (その他) ・加東市(議会)情報公開条例施行規程……………P98
- ・加東市議会の個人情報の保護に関する条例……………P99
- ・加東市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程(掲載なし)
- ・加東市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例……………P112
- ・加東市議会議員が参加を希望する研修にかかる経費の負担に関する内規……………P114
- ・加東市議会議長交際費支出基準……………P115
- ・加東市議会議員互助会規約……………P117
- ・加東市議会議員互助会慶弔規程……………P119

社町、滝野町及び東条町の廃置分合に伴い新たに設置される市の議会の議員の定数に関する協議書

平成18年3月20日から社町、滝野町及び東条町を廃し、その区域をもって、新たに「加東市」を設置することに伴う、「加東市」の議会の議員の定数について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第7項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

「加東市」の議会の議員の定数は、20人とする。
平成17年2月3日

社町長 小 東 慎 介
滝野町長 山 本 廣 一
東条町長 小 池 敏

加東市議会議員定数条例（平成21年6月26日加東市条例第28号）

加東市議会議員定数条例を次のように定める。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、加東市議会議員の定数を14人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

附 則（平成22年12月24日条例第28号）

この条例は、次の一般選挙から施行する。

附 則（令和6年11月18日条例第30号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の本則の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用し、施行日以後初めてその期日を告示される一般選挙の告示の前日までにその期日を告示される選挙については、なお従前の例による。

加東市議会基本条例（平成30年9月26日加東市条例第42号）

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第3条—第7条）

第3章 市民と議会との関係（第8条—第11条）

第4章 議会と市長等との関係（第12条—第16条）

第5章 自由討議の保障（第17条・第18条）

第6章 委員会の活動（第19条）

第7章 議会及び議会事務局体制の整備（第20条—第23条）

第8章 広報広聴活動（第24条）

第9章 議員の政治倫理、定数及び報酬（第25条—第27条）

第10章 最高規範性及び見直し手続（第28条・第29条）

附則

加東市議会は、加東市民によって選出された加東市議会議員により構成される議事機関であり、市長との二元代表制の下、市民の負託に応え、加東市の発展と市民福祉の向上を図る使命を有している。

地方分権時代を迎え、自治体の自己決定及び自己責任の範囲が拡大しており、議会は討議を通じ、その責務である監視機能及び政策立案機能を強化し充実させることが求められている。また、対話を通じ市民の提案を積極的に受けとめ、市民に開かれた信頼される議会をつくる必要がある。

これらの実現を目指し、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）が定める規定の遵守に加え、公正性及び透明性の確保、政策形成への市民参加の推進、積極的な情報公開、市長その他の執行機関との緊張関係の保持、議員間の討議の尊重、議会活動を支える体制整備、議員の資質向上を図るため、ここにこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、二元代表制の下、合議制の機関である議会の役割を明らかにし、市民に身近な議会とするとともに、議員の活動の活性化及び充実のために必要な議会運営の基本事項を定めることにより、市民の負託に的確に応え、市民福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住む者、働く者若しくは学ぶ者又は市内に事業所を置く事業者若しくは市内で活動する団体をいう。
- (2) 市長等 市長その他の執行機関及びその補助職員をいう。
- (3) 本会議等 法に定める会議、法第109条に基づく委員会又は加東市議会会議規則（令和2年加東市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）に基づく協議等の場をいう。

第2章 議会及び議員の活動原則

（議会の役割）

第3条 議会は、議事機関として、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議決により市の意思決定を行うこと。
- (2) 市長等の事務の執行について、監視及び評価を行うこと。
- (3) 市政に関する調査研究を通じて、必要な政策を自ら立案し、又は市長等に提案を行うこと。
- (4) 意見書の提出、決議等により、国等への意見表明を行うこと。
- (5) 議会活動で明らかになった市政の課題及び審議等の内容について、市民に説明を行うこと。

（議会の活動原則）

第4条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会活動の公平性及び透明性を確保すること。

- (2) 市政全般についての市民の意見を的確に把握し、市民とともにまちづくりの活動に取り組むこと。
- (3) 市民に開かれた議会を目指し、議会活動について積極的に情報提供を行うこと。
- (4) 闊達な討議の下に議会運営を行うこと。
- (5) 市民に分かりやすい議会運営を行うとともに、議会の改革に継続的に取り組むこと。

(災害時の対応)

第4条の2 議会は、災害時においても、議会機能の維持に努めなければならない。

2 災害時の議会の行動基準等に関しては、加東市議会災害時業務継続計画（BCP）で定める。

(議員の活動原則)

第5条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、市民全体の奉仕者及び代表者としてふさわしい活動をすること。
- (3) 情報の発信に際しては、内容の正確性はもとより、その影響力を認識するとともに公平性及び個人のプライバシーに十分配慮すること。
- (4) 市民全体の福祉の向上を目指し、積極的に政策立案及び政策提案を行うとともに、必要に応じて条例提案を行うよう努めること。

(議長及び副議長)

第6条 議長は、議会を公平、公正及び中立の立場で運営しなければならない。

2 副議長は、議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、議長の職務を行うものとする。

3 議長及び副議長の選出に当たって、所信の表明を希望する議員に対しては、その機会を与えるものとする。

4 議長は、法第101条第2項の規定に基づく議会招集請求権を必要に応じて行使するよう努めるものとする。

(会派)

第7条 議員は、議会活動を行うため、政策集団としての会派を結成することができる。

第3章 市民と議会との関係

(市民と議会との関係)

第8条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を果たさなければならない。

2 議会は、本会議等を原則公開し、市民に対して開かれた運営を行う。

3 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案及び政策提案に活用するものとする。

4 議会は、請願（会議規則第146条の規定に基づき請願書の例により処理することとした陳情書の類を含む。）については、原則として政策提案と位置づけ、その審議においては、請願者（請願書の例により処理する陳情書にあっては陳情者）の意見を聴く機会を設けるように努めるものとする。

5 議会は、議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価がなされるよう情報の提供に努めるものとする。

(議会報告会)

第9条 議会は、市民への報告及び市民との意見交換の場として、少なくとも年1回議会報告会を行うものとする。

2 議会報告会に関することは、別に定める。

(市民との意見交換会)

第10条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員と市民が自由に情報及び意見を交換する会議（以下「意見交換会」という。）を設置するものとする。

2 意見交換会に関することは、別に定める。

(議決責任等)

第11条 議会は、議決責任を深く認識するとともに、議案等を議決し、団体又は機関としての意思決定又は政策決定をしたときは、市民に対して説明する責務を有する。

2 議会は、議会運営に関し、市民に対して説明する責務を有する。

第4章 議会と市長等との関係

(市長等との関係の基本原則)

第12条 議会は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行うとともに、本会議等における審議においては、議会と市長等は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めるものとする。

- (1) 議長は、市長等に対する会議等への出席要請を必要最小限にとどめるものとする。
- (2) 本会議等における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行うものとする。
- (3) 本会議等における質疑応答は、一問一答の方式で行うものとする。
- (4) 本会議等に出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問等に対して反問し、又は反論することができる。
- (5) 本会議等に出席を要請された市長等は、議員修正案又は議員提出議案に対して議長又は委員長の許可を得て、意見を述べるることができる。

(議会審議における論点情報の形成)

第13条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策を必要とする背景
- (2) 提案にいたるまでの経緯
- (3) 市民参加の実施の有無とその内容
- (4) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたる効果及び費用

(予算及び決算における政策説明)

第14条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。

(監視及び評価)

第15条 議会は、市長等の事務の執行について、監視する責務を有する。

2 議会は、本会議等における審議、議決等を通じて、市民に対して当該議案等に係る市長等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。

(任意的議決事件)

第16条 市政全般にわたる重要な計画等について、議会と市長等がともに市民に対する責任を担いながら、計画的、かつ、市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するものとするため、法第96条第2項の規定に基づき議決事件を追加することができる。

2 法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、別に条例で定める。

第5章 自由討議の保障

(議会の合意形成)

第17条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を中心に運営されなければならない。

2 議会は、本会議等において、議案の審議及び審査に当たり結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員相互間の議論を尽くすよう努めるものとする。

3 自由討議に関することは、別に定める。

(政策討論会)

第18条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議員間の共通認識及び合意形成を図るとともに政策立案及び政策提案を推進するため、政策討論会を開催するものとする。

2 政策討論会に関することは、別に定める。

第6章 委員会の活動

(委員会の運営)

第19条 議会は、市政の諸課題を適正に判断し、専門性及び特性を活かした積極的な委員会運営に努めなければならない。

2 委員会は、委員間の討議を通じ、積極的な政策立案及び政策提案に努めるものとする。

3 委員会の運営に関し必要な事項は、別に条例で定める。

第7章 議会及び議会事務局体制の整備

(専門的知見の活用)

第20条 議会は、法第100条の2の規定による専門的知見の活用並びに法第115条の2（法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、その専門的識見、政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

(議員研修)

第21条 議会は、議員の審議能力、政策形成能力及び政策立案能力の向上を図るため、議員の研修の充実に努めるものとする。

2 議会は、研修の充実に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会を開催するものとする。

(議会事務局の充実)

第22条 議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能及び法制機能の充実に努めるものとする。

(議会図書室の充実)

第23条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

第8章 広報広聴活動

(広報広聴の充実)

第24条 議会は、議会活動に係る情報を市民に提供するため、議会広報を発行するものとする。

2 議会は、加東ケーブルビジョンの自主放送番組を活用した議会中継に取り組みとともに、インターネット等情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用した広報活動に努めるものとする。

3 議会は、多様な市民の意見及び提案を把握するため、市民アンケート等の広聴活動の方策を講ずるよう努めなければならない。

第9章 議員の政治倫理、定数及び報酬

(政治倫理の確立)

第25条 議員は、市民の代表として品位を損なう行為及びその地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしてはならない。

2 議員は、その責務を正しく認識し、議会の一員として、その使命の達成に努めなければならない。

(議員定数)

第26条 議員定数は、別に条例で定める。

2 議員定数の改正に当たっては、市民の意向を把握するとともに、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の展望を十分に考慮するものとする。

(議員報酬)

第27条 議員報酬は、別に条例で定める。

2 議員報酬の改正に当たっては、市民の意向を把握するとともに、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の展望を十分に考慮するものとする。

第10章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第28条 この条例は、議会における最高規範であって、議会はこの条例の趣旨に反する議会に関係する他の条例、規則、告示等を制定してはならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

(見直し手続)

第29条 議会は、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、議会運営に係る不断の評価、検証及び改善を行うものとする。

- 2 議会は、議会の議員の一般選挙の日から2年を経過した後に、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。
- 3 議会は、前2項の規定による検証の結果に基づき、必要に応じてこの条例の改正を含む適正な措置を取るものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年10月1日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月28日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年12月24日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

加東市議会と市民との意見交換会実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、加東市議会基本条例（平成30年加東市条例第42号。以下「条例」という。）第8条第3項及び第10条第1項の規定に基づき実施する市民との意見交換会（以下「意見交換会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(開催等)

第2条 条例第2条第1号に規定する市民のうち、意見交換会の開催を希望するもの（以下「申込者」という。）は、加東市議会と市民との意見交換会（申込・申出）書（別記様式。以下「申込書」という。）を議長に提出する。

2 委員会が意見交換会の開催を希望する場合は、委員長名で議長に申込書を提出する。

3 前2項の規定による申込書の提出があった場合は、議長が開催の可否を決定する。この場合において、加東市議会と市民との意見交換会として開催することが適切でないと判断できる場合は、開催しないことができる。

4 議長の判断により、意見交換会を開催しなかった場合は、全員協議会でその旨を報告する。

5 意見交換会への出席議員は、議長が決定する。

(開催時期等)

第3条 会場及び開催日時は、議長が申込者と協議し決定する。

(議題)

第4条 意見交換会の議題は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 市政に関すること。
- (2) 市議会に関すること。
- (3) その他重要と思われる事項

(役割分担)

第5条 意見交換会における役割分担は、責任者及び記録者2人とする。

2 責任者及び記録者は出席議員で協議し決定する。

(記録)

第6条 意見交換会の記録は、記録者において要点記録する。

(次第)

第7条 意見交換会は、2時間程度とし、次第は概ね次のとおりとする。

次第

- (1) 開会あいさつ
- (2) 出席者紹介
- (3) 意見交換
- (4) 閉会あいさつ

(資料)

第8条 意見交換会での資料は、事前に出席議員が作成する。

2 申込者が資料を配付する場合は、申込者において資料を準備する。

(報告書の作成等)

第9条 意見交換会の内容は、意見交換会終了後、責任者と記録者が取りまとめ、議長に文書で報告する。

2 市政に対する要望・提言等で重要なものは、議長が取りまとめ、市長に文書で提出する。

(結果の公表)

第10条 前条の報告書は市議会ホームページに掲載するほか、概要を議会だより等で公表する。

附 則

この告示は、平成24年1月24日から施行する。

附 則（平成29年11月1日議会告示第1号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年9月26日議会告示第1号）

この告示は、平成30年9月26日から施行する。

附 則（令和3年3月31日加東市議会告示第1号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の告示に基づく様式でなされた申出、申請等は、この告示による改正後の告示に基づく様式でなされた申出、申請等とみなす。

附 則（令和3年11月26日議会告示第2号）

この告示は、令和3年11月26日から施行する。

附 則（令和7年8月22日議会告示第1号）

この告示は、令和7年9月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

加東市議会と市民との意見交換会（申込・申出）書

年 月 日

加東市議会議長 様

<提出者>

住 所 _____

氏名又は名称 _____

電話番号 () _____

メールアドレス _____

※団体の場合は、主たる事業所の所在地、名称及び
代表者名を記入してください。

加東市議会と市民との意見交換会実施要綱第2条第1項又は第2項の規定により、下記のとおり意見交換会を申し込みます。

記

1 会議の議題

2 参加予定人数

なお、事前資料がある場合は、添付をお願いします。

加東市議会議会報告会実行委員会規程（平成24年12月26日加東市議会訓令第3号）

（設置）

第1条 加東市議会基本条例（平成30年加東市条例第42号）第9条に規定する議会報告会（以下「報告会」という。）を実施するため、加東市議会議会報告会実行委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の所管事項）

第2条 委員会の所管事項は、次のとおりとする。

- （1） 報告会の実施に関する事項
- （2） 報告会実施後のまとめに関する事項

（委員の定数）

第3条 委員会の委員の定数は9人以内とし、議長が選任する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、副議長が就任する。

3 委員長は委員会を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は委員の互選により選出し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、委員長が招集する。

（委任）

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年11月26日加東市議会訓令第1号）

この訓令は、平成25年12月1日から施行する。

附 則（平成27年11月25日議会訓令第1号）

この訓令は、平成27年12月1日から施行する。

附 則（平成30年9月26日議会訓令第8号）

この訓令は、平成30年9月26日から施行する。

加東市議会議会報告会実施要綱（平成29年7月31日加東市議会訓令第2号）

（趣旨）

第1条 この訓令は、加東市議会基本条例第9条第1項の規定に基づき実施する加東市議会議会報告会（以下「報告会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（開催方法）

第2条 報告会の開催方法及び開催回数は、加東市議会議会報告会実行委員会（以下「実行委員会」という）において協議し決定する。

2 災害の発生、感染症の流行等により会場での開催が困難な場合は、加東ケーブルビジョンの自主放送番組、インターネット等情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用し、開催するものとする。

（報告会の内容）

第3条 報告会の内容は、概ね次の各号に掲げる事項とし、実行委員会において協議し決定する。

- （1） 議会の活動状況の報告
- （2） 予算等の審議状況の報告
- （3） 市民との意見交換
- （4） その他重要と思われる事項

（構成）

第4条 報告会は、全議員で実施する。

（報告会の役割）

第5条 報告会における責任者、司会者、報告者、記録者は、会場ごとに実行委員会において協議し、調整する。なお、答弁は、全員で行うものとする。

（会場等）

第6条 報告会の会場は、実行委員会において協議し決定する。

（記録・報告書）

第7条 報告会の記録は、記録者において要点を整理して報告書を作成する。

2 報告書は実行委員会において取りまとめ、全議員に配付する。

3 市行政に対する要望・提言等で重要なものは、実行委員会において取りまとめ、議長又は各委員会に文書等で報告するものとする。

附 則

この訓令は、平成29年8月1日から施行する。

附 則（平成30年9月26日加東市議会訓令第7号）

この訓令は、平成30年9月26日から施行する。

附 則（令和3年3月1日加東市議会訓令第1号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月28日加東市議会訓令第3号）

この訓令は、令和3年11月1日から施行する。

附 則（令和6年9月26日議会訓令第1号）

この訓令は、令和6年9月26日から施行する。

加東市議会定例会条例（平成18年3月20日加東市条例第4号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定に基づき、加東市議会の定例会の回数は、毎年4回とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。
（平成18年の加東市議会の定例会の回数の特例）
- 2 本則の規定にかかわらず、平成18年の加東市議会の定例会の回数は、3回とする。

加東市議会定例会規則（平成18年3月20日加東市規則第1号）

加東市議会の定例会は、毎年3月、6月、9月及び12月に開催する。ただし、やむを得ない事由があるときは、変更することができる。

附 則

この規則は、平成18年3月20日から施行する。

加東市議会の議決すべき事件に関する条例（平成27年8月18日加東市条例第28号）

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（議決事件）

第2条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

- （1） 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画を策定し、変更し、又は廃止すること。
- （2） 都市計画マスタープランを策定し、変更し、又は廃止すること。
- （3） 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は当該協定の廃止を求める旨を通告すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年9月26日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月7日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

加東市議会委員会条例（平成18年4月7日加東市条例第188号）

目次

- 第1章 通則（第1条—第13条）
- 第2章 会議及び規律（第14条—第21条）
- 第3章 公聴会（第22条—第27条）
- 第4章 参考人（第28条）
- 第5章 記録（第30条）
- 第6章 補則（第31条）

附則

第1章 通則

（常任委員会の設置）

第1条 議会に常任委員会を置く。

（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）

第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。ただし、議長の職にある者にあつては、この限りでない。

2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

（1） 総務文教常任委員会 7人

- 秘書広報課の所管に関する事項
- まちづくり政策部の所管に関する事項
- 総務財政部の所管に関する事項
- 市民協働部の所管に関する事項
- 会計課の所管に関する事項
- 教育委員会事務局教育振興部の所管に関する事項
- 教育委員会事務局こども未来部の所管に関する事項
- 選挙管理委員会の所管に関する事項
- 監査委員の所管に関する事項
- 公平委員会の所管に関する事項
- 固定資産評価審査委員会の所管に関する事項
- その他の常任委員会に属さない事項

（2） 産業厚生常任委員会 7人

- 健康福祉部の所管に関する事項
- 産業振興部の所管に関する事項
- 都市整備部の所管に関する事項
- 上下水道部の所管に関する事項
- 病院事業部の所管に関する事項
- 農業委員会の所管に関する事項

（常任委員の任期）

第3条 常任委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（常任委員の任期の起算）

第4条 常任委員の任期は、選任の日から起算する。

（議会運営委員会の設置）

第5条 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、6人以内とする。

3 前項の委員の任期については、前2条の規定を準用する。

（特別委員会の設置）

第6条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

- 2 特別委員会の委員の定数は、議会の議決で定める。
 - 3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。
(資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置)
- 第7条** 議員の資格決定の要求、懲罰の動議又は処分があったときは、前条第1項の規定にかかわらず、資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会が設置されたものとする。
- 2 資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数は、前条第2項の規定にかかわらず、6人とする。
(委員の選任)
- 第8条** 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）の選任は、議長の指名による。
- 2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。
 - 3 常任委員及び議会運営委員の任期満了による後任者の選任は、その任期満了前30日以内に行うことができる。
 - 4 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。
 - 5 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条（常任委員の任期）第2項の例による。
(委員長及び副委員長)
- 第9条** 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長1人を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。
 - 3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。
(委員長及び副委員長が共にないときの互選)
- 第10条** 委員長及び副委員長が共にないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。
- 2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。
(委員長の議事整理権及び秩序保持権)
- 第11条** 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。
(委員長の職務代行)
- 第12条** 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。
- 2 委員長及び副委員長共に事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。
(委員長及び副委員長の辞任)
- 第13条** 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。
(議会運営委員及び特別委員の辞任)
- 第14条** 議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。
- 第2章 会議及び規律**
(招集)
- 第15条** 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。
(委員会の開会方法の特例)
- 第15条の2** 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。
- 2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。
 - 3 前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、こ

の条例の規定を適用する。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

(委員長職務を行う者のオンライン出席の取扱い)

第15条の3 前条の規定にかかわらず、委員長の職務を行う者は、円滑な議事運営を確保する観点から、オンラインによる方法で委員会に出席することができない。

(定足数)

第16条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第18条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第17条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(委員長及び委員の除斥)

第18条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席して発言することができる。

2 前項の委員が、第15条の2第2項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

(傍聴の取扱い)

第19条 委員会の会議は、議員のほか、傍聴を希望する者が傍聴することができる。

2 前項の規定にかかわらず、別に定める場合において、委員会はその議決で傍聴を希望する者の傍聴を認めないことができる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(秘密会)

第20条 委員会の会議は、その議決で秘密会とすることができる。

2 委員会の会議を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いなくて委員会の会議に諮って決める。

(出席説明の要求)

第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

(秩序保持に関する措置)

第22条 委員会の会議において地方自治法（昭和22年法律第67号）、加東市議会会議規則（令和2年加東市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会の会議が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会の会議が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会の会議を閉じ、又は中止することができる。

第3章 公聴会

(公聴会開催の手続)

第23条 委員会が公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申し出)

第24条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者、学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定により申し出た者及びその他の者の中から委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 前条の規定により申し出た者の中に、その案件に対して賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。

(公述人の発言)

第26条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聞こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第27条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書は、オンラインによる方法で出席する公述人には適用しない。

第4章 参考人

(参考人)

第29条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

4 参考人については、第26条から前条までの規定を準用する。

第5章 記録

(記録)

第30条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印しなければならない。

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準用する。

3 前2項の記録は、議長が保管する。

第6章 補則

(会議規則との関係)

第31条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附 則

この条例は、平成18年4月7日から施行する。

附 則 (平成18年9月29日条例第224号)

この条例は、平成18年11月1日から施行する。

附 則 (平成18年12月25日条例第230号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年6月25日条例第26号)

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月27日条例第18号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月6日条例第17号）

この条例は、平成22年11月1日から施行する。

附 則（平成23年3月7日条例第8号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月26日条例第40号）

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成26年3月31日条例第10号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月1日条例第22号）

この条例は、平成26年11月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日条例第19号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例による改正後の加東市議会委員会条例第20条の規定は適用せず、改正前の加東市議会委員会条例第20条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成30年3月27日条例第28号）

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の加東市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）第2条各号に掲げる常任委員会の委員である者は、それぞれ、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、改正後の加東市議会委員会条例（以下「新条例」という。）第2条各号に掲げる常任委員会の委員に選任されたものとみなす。

3 前項の規定により選任されたものとみなされる委員の任期は、新条例第3条第1項の規定に関わらず、施行日における旧条例第3条第1項により選任された委員としての残任期間と同一の期間とする。

4 この条例の施行の際現に旧条例第2条各号に掲げる常任委員会において議会の閉会中に継続して調査を行う事件として付託されている事件は、施行日に、新条例第2条の規定により当該事件を所管することとなる常任委員会に付託されたものとみなす。

附 則（令和2年10月1日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年10月3日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年12月27日条例第38号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月3日条例第12号）

この条例は、令8年11月1日又は公布の日後初めて行われる議会の解散による一般選挙の日のいずれか早い日から施行する。

加東市議会オンラインによる方法での委員会運営要綱

(令和4年10月3日加東市議会告示第1号)

(趣旨)

第1条 この告示は、加東市議会委員会条例(平成18年加東市条例第188号。以下「条例」という。)第15条の2第4項に規定するオンラインによる方法での委員会の開会方法、表決その他必要な事項を定めるものとする。

(オンラインによる出席届出)

第2条 委員会にオンラインによる方法で出席を希望する委員は、委員会開催日の前日(加東市の休日を定める条例(平成18年加東市条例第2号)第2条に規定する市の休日に当たるときは、その前日)の午前10時までに、委員長にその旨を届け出なければならない。ただし、緊急にオンラインによる方法で出席をする必要がある場合は、この限りでない。

(表決の方法等)

第3条 委員長は、表決に付する問題を宣告(以下「表決宣告」という。)するときは、オンラインによる方法で委員会に出席している委員(以下「オンライン出席委員」という。)及び出席委員(オンライン出席委員を除く。)に同時に行うものとする。

2 委員長は、挙手による表決を採ろうとするときは、問題を可とするオンライン出席委員及び出席委員を同時に挙手させるものとする。

3 表決宣告の際、本人の映像と音声を確認できないオンライン出席委員は、表決に加わることができないものとする。

4 オンライン出席委員があるときは、投票による表決を行うことができないものとする。

(オンライン出席委員の責務)

第4条 オンライン出席委員は、自身で通信環境を良好に保ち、常に映像と音声の送受信により委員会への出席に支障のないようにするとともに、本人以外の人物の映像又は音声が入り込まないように努めなければならない。

2 オンライン出席委員は、委員会開会予定時刻の15分前までに、オンラインによる方法での出席に必要な通信を接続し、通信環境が良好に保たれていることを確認するものとする。

3 オンライン出席委員は、自身で会議に必要な端末、通信環境等を用意するものとする。

4 オンライン出席委員は、第1項に規定する責務を果たすために、イヤホン、マイク、ヘッドセット等を使用することができるものとする。

(委員以外のオンライン出席する者の責務)

第5条 前条の規定は、委員会に出席を求められた者又は公述人若しくは参考人がオンラインによる方法で出席する場合について、準用する。

(秩序保持に関する措置の方法)

第6条 委員長は、条例第22条第2項の規定によりオンライン出席委員の発言を禁止し、又はこれを退場させるときは、通信の遮断により映像と音声の送受信を停止するものとする。

附 則

この告示は、令和4年10月3日から施行する。

加東市議会会議規則（令和2年10月1日加東市議会規則第1号）

目次

第1章 会議

- 第1節 総則（第1条—第13条）
- 第2節 議案及び動議（第14条—第19条）
- 第3節 議事日程（第20条—第24条）
- 第4節 選挙（第25条—第34条）
- 第5節 議事（第35条—第48条）
- 第6節 秘密会（第49条・第50条）
- 第7節 発言（第51条—第66条）
- 第8節 表決（第67条—第77条）
- 第9節 公聴会、参考人（第78条—第84条）
- 第10節 会議録（第85条—第89条）

第2章 委員会

- 第1節 総則（第90条—第94条）
- 第2節 審査（第95条—第111条）
- 第3節 秘密会（第112条・第113条）
- 第4節 発言（第114条—第125条）
- 第5節 委員長及び副委員長の互選（第126条・第127条）
- 第6節 表決（第128条—第138条）

第3章 請願（第139条—第146条）

第4章 辞職及び資格の決定（第147条—第151条）

第5章 規律（第152条—第160条）

第6章 懲罰（第161条—第167条）

第7章 協議又は調整を行うための場（第168条）

第8章 議員の派遣（第169条）

第9章 補則（第170条）

附則

第1章 会議

第1節 総則

（参集）

第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議場がある階（以下「議場等」という。）に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

（欠席の届出）

第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、家族の看護又は介護、家族の葬儀、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由により欠席し、遅参し、又は早退しようとするときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 議員は、出産、育児又は長期療養のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

（宿所又は連絡所の届出）

第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、また同様とする。

（議席）

第4条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において議長が定める。

2 一般選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。

3 議長は、必要があると認めるときは、議席を変更することができる。

4 議席には、番号及び氏名標を付ける。

(会期)

第5条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

2 会期は、招集された日から起算する。

(会期の延長)

第6条 会期は、議会の議決で延長することができる。

(会期中の閉会)

第7条 会議に付された事件を全て議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(議会の開閉)

第8条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

第9条 会議時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 会議の開始は、号鈴で報ずる。

(休会)

第10条 加東市の休日を定める条例（平成18年条例第2号）第2条に規定する市の休日は、休会とする。

2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。

3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

4 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第114条第1項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。

(会議の開閉)

第11条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第12条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第13条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議場等に現在する議員又は議員の住所（別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所）に文書又は口頭をもって行う。

第2節 議案及び動議

(議案の提出)

第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

3 議長は、前2項の案を受理したときは、職員をしてこれを印刷させ、各議員に配付し、かつ、この写しを市長に送付しなければならない。

(一事不再議)

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第16条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第17条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の表決の順序)

第18条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を定める。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

第3節 議事日程

(日程の作成及び配布)

第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第21条 議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

第22条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時のみを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第24条 議事日程に記載した事件の議事が終わったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って延会することができる。

第4節 選挙

(選挙の宣告)

第25条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第26条 選挙を行う宣告の際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、第25条(選挙の宣告)の規定による宣告の後、職員をして議場の出入口を閉鎖させ、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第28条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏

れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。

(投票)

第29条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票用紙を備付けの投票箱に投入する。

(投票の終了)

第30条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第31条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が議員の中から指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第32条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙に関する異議)

第33条 法第118条の異議の申立てがあるときは、議長が会議に諮って決める。

(選挙関係書類の保存)

第34条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期の間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

第5節 議事

(議題の宣告)

第35条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第36条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議案等の朗読)

第37条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第38条 会議に付する事件は、第142条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは、質疑の後、議長は、討論を用いないで会議に諮って所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託することができる。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 提出者の説明は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第39条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を待って議題とする。

(委員長及び少数意見の報告)

第40条 委員会が審査し、又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告する。

2 第108条(少数意見の留保)第2項の規定による手続を行った者は、前項の報告に次いで少数意見の報告をすることができる。この場合において、少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が定める。

3 前2項の報告は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。

4 委員長の報告及び少数意見の報告には、自己の意見を加えてはならない。

(修正案の説明)

第41条 提出者の説明又は委員長の報告及び少数意見の報告が終わったときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(委員長報告等に対する質疑)

第42条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。修正案に

関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、また同様とする。

(討論及び表決)

第43条 議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第44条 議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することができる。

(委員会の審査又は調査の期限)

第45条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

2 前項の期限までに審査が終わらなかったときは、その事件は、第39条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第46条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。

(再付託)

第47条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件で、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

(議事の継続)

第48条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

第6節 秘密会

(指定者以外の者の退場)

第49条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第50条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第7節 発言

(発言の許可等)

第51条 発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

(発言の要求)

第52条 会議において発言しようとする者は、挙手して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めなければならない。

2 2人以上挙手して発言を求めたときは、議長は、先挙手者と認める者から指名して発言させる。

(討論の方法)

第53条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言及び討論)

第54条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第55条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止

することができる。

3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

(質疑の回数)

第56条 質疑は、一問一答方式で行う。

2 質疑が同一議員につき、同一の論点について3回を超えるときは、議長はこれを打ち切ることができる。

(発言時間の制限)

第57条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議事進行に関する発言)

第58条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第59条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第60条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第61条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第62条 議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

3 質問の順序は、議長が定める。

4 質問の通告をした者が欠席したとき、又は質問の順序に当たっても質問しないとき、若しくは議場にいないときは、通告は、その効力を失う。

(緊急質問等)

第63条 質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。

2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議に諮らなければならない。

3 第1項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(準用規定)

第64条 質問については、第55条(発言内容の制限)、第56条(質疑の回数)、第57条(発言時間の制限)及び第60条(質疑又は討論の終結)の規定を準用する。

(発言の取消し又は訂正)

第65条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(答弁書の配布)

第66条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布にかえることができる。

第8節 表決

(表決問題の宣告)

第67条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。

(不在議員)

第68条 表決の際議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第69条 表決には、条件を付けることができない。

(起立等による表決)

第70条 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立し、又は挙手させ、起立又は挙手をした者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立又は挙手をした者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第71条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名投票)

第72条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第73条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第74条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条(議場の出入口閉鎖)、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)、第32条(選挙結果の報告)第1項及び第34条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(表決の訂正)

第75条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、起立又は挙手の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第77条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。

3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

第9節 公聴会、参考人

(公聴会開催の手続)

第78条 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第79条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対

する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者、学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 前条の規定により申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第81条 公述人が発言をしようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第82条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第83条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第84条 議会が、法第115条の2第2項の規定により、会議において、参考人の出席を求めようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第81条(公述人の発言)、第82条(議員と公述人の質疑)及び第83条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「公述人」とあるのは、「参考人」と読み替えるものとする。

第10節 会議録

(会議録の記載事項)

第85条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 委員会報告書及び少数意見報告書
- (10) 会議に付した事件
- (11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (12) 選挙の経過
- (13) 議事の経過
- (14) 記名投票における賛否の氏名
- (15) その他議長又は議会において必要と認めた事項

(会議録の配布)

第86条 会議録は、議員及び関係者に配布(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。)する。

(会議録に掲載しない事項)

第87条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第65条（発言の取消し又は訂正）の規定により取り消した発言は、掲載しない。

（会議録署名議員）

第88条 会議録に署名する議員（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員）は、2人とし、議長が会議において指名する。

（会議録の保存年限）

第89条 会議録の保存年限は、永年とする。

第2章 委員会

第1節 総則

（議長への通知）

第90条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

（欠席の届出）

第91条 委員は、公務、疾病、出産、育児、家族の看護又は介護、家族の葬儀、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由により欠席し、遅参し、又は早退しようとするときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

2 委員は、出産、育児又は長期療養のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

（会議中の委員会の禁止）

第92条 委員会の会議は、議会の会議中は、開くことができない。

（会議の開閉）

第93条 開議、散会、中止又は休憩は、委員長が宣告する。

2 委員長が開議を宣告する前又は散会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

（定足数に関する措置）

第94条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、委員長は散会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は、委員の退席を制止し、又は会議室外の委員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、委員長は、休憩又は延会を宣告する。

（出席委員に関する措置）

第94条の2 この章における出席委員には、加東市議会委員会条例（平成18年加東市条例第118号）第15条の2第1項に規定するオンラインによる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席した委員を含む。

第2節 審査

（議題の宣告）

第95条 委員会の会議に付する事件を議題とするときは、委員長は、その旨を宣告する。

（一括議題）

第96条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

（議案等の朗読）

第97条 委員長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

（審査順序）

第98条 委員会の会議における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって行うのを例とする。

（先決動議の表決順序）

第99条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が表決

の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(動議の撤回)

第100条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承諾を要する。

2 前項の許可を求めようとするときは、提出者から文書又は口頭により請求しなければならない。

(委員の議案修正)

第101条 委員が修正案を発議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。

(分科会又は小委員会)

第102条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

(連合審査会)

第103条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。

(証人出頭又は記録提出の要求)

第104条 委員会は、法第100条の規定による調査権を委任された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

(所管事務等の調査)

第105条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

2 議会運営委員会が法第109条第3項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

(委員の派遣)

第106条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

(議事の継続)

第107条 委員会の会議が中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

(少数意見の留保)

第108条 委員は、委員会の会議において少数で廃棄された意見で他に出席委員1人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。

2 前項の規定により少数意見を留保した者がその意見を議会に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作り、委員会の報告書が提出されるまでに、委員長を経て議長に提出しなければならない。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第109条 委員会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを委員長に委任することができる。

(委員会報告書)

第110条 委員会は、事件の審査又は調査を終えたときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

(閉会中の継続審査)

第111条 委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。

第3節 秘密会

(指定者以外の者の退場)

第112条 秘密会を開く議決があったときは、委員長は、傍聴人及び委員長の指定する者以外の者を委員会の会議室の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第113条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第4節 発言

(発言の許可等)

第114条 委員は、全て委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(委員の発言)

第115条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会の会議において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

(発言内容の制限)

第116条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 委員長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

(委員外議員の発言)

第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。

3 前2項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

(委員長の発言)

第118条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。

(発言時間の制限)

第119条 委員長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議事進行に関する発言)

第120条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、委員長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第121条 会議の中止又は休憩のため発言が終わらなかった委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第122条 質疑又は討論が終わったときは、委員長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、委員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第123条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(発言の取消し又は訂正)

第124条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

(答弁書の朗読)

第125条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提

出したときは、委員長は、職員をして朗読させる。

第5節 委員長及び副委員長の互選

(互選の方法)

第126条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行う。

2 有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じときは、くじで定める。

3 前項の当選人は、有効投票の総数の4分の1以上の得票がなければならない。

4 第1項の投票を行う場合には、委員長の職務を行っている者も、投票することができる。

5 委員会は、委員のうちに異議を有する者がいないときは、第1項の互選につき、指名推選の方法を用いることができる。

6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって、当選人と定めるべきかどうかを委員会に諮り委員の全員の同意があった者をもって、当選人とする。

(選挙規定の準用)

第127条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については第1章第4節の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「議会」とあるのは「委員会」と、「議長」とあるのは「委員長」と、「議場」とあるのは「委員会の会議室」と、「議員」とあるのは「委員」とそれぞれ読み替えるものとする。

第6節 表決

(表決問題の宣告)

第128条 委員長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在委員)

第129条 表決の際委員会の会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

(条件の禁止)

第130条 表決には、条件を付けることができない。

(挙手による表決)

第131条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を挙手させ、挙手の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が挙手の多少を認定し難いとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第132条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、委員長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名投票)

第133条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第134条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第135条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条（議場の出入口閉鎖）、第28条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）、第29条（投票）、第30条（投票の終了）、第31条（開票及び投票の効力）及び第32条（選挙結果の報告）第1項、第34条（選挙関係書類の保存）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「議会」とあるのは「委員会」と、「議長」とあるのは「委員長」と、「議場」とあるのは「委員会の会議室」と、「議員」とあるのは「委員」と

とそれぞれ読み替えるものとする。

(表決の訂正)

第136条 委員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第137条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、挙手の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第138条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

第3章 請願

(請願書の記載事項等)

第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印しなければならない。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印しなければならない。

3 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。

4 請願書の提出は、平穏になされなければならない。

5 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

(請願の紹介の取消し)

第140条 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 前項の許可を求めようとするときは、文書により請求しなければならない。

(請願文書表の作成及び配布)

第141条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。

3 請願者数人連署のものは請願者某ほか何人と記載し、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは請願者某ほか何人と記載するほかその件数を記載する。

(請願の委員会付託)

第142条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす。

(紹介議員の委員会出席)

第143条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の求めがあったときは、これに応じなければならない。

3 前項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

(請願の審査報告)

第144条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。

- (1) 採択すべきもの
- (2) 不採択とすべきもの

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

3 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第145条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決定したものについてはこれを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第146条 陳情書又はこれに類するもので議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。

第4章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第147条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表の提出があったときは、その旨を議会に報告し、討論を用いないで会議に諮ってその許否を決定する。

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(議員の辞職)

第148条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について、準用する。

(資格決定の要求)

第149条 法第127条第1項の規定による議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。

(資格決定の審査)

第150条 前条の要求については、議会は、第38条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第1項の規定にかかわらず、委員会に付託しなければならない。

(決定書の交付)

第151条 議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

第5章 規律

(品位の尊重)

第152条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(携帯品)

第153条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、つえ及びかさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

2 議員、市長等(市長その他の執行機関及びその補助職員をいう。)及び議長が会議に出席を要請した者は、議場又は委員会室に電子的にデータを処理する能力を持つ機器(携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、パーソナルコンピュータ等をいう。以下「情報通信機器」という。)を持ち込むことができる。

(議事妨害の禁止)

第154条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはな

らない。

(離席)

第155条 議員は、会議中は、みだりに議席を離れてはならない。

(禁煙)

第156条 何人も、議場等において喫煙してはならない。

(新聞紙等の閲読禁止)

第157条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

2 **第153条** (携帯品) 第2項の規定により持ち込んだ情報通信機器は、別に定める加東市議会における情報通信機器の使用基準に基づき使用できるものとする。

(資料等印刷物の配布許可)

第158条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長長の許可を得なければならない。

(許可のない登壇の禁止)

第159条 何人も、議長の許可がなければ演壇に登ってはならない。

(議長の秩序保持権)

第160条 法又はこの規則に定めるもののほか、規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

第6章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第161条 懲罰の動議は、文書をもって所定の発議者が連署して議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、**第50条** (秘密の保持) 第2項又は**第113条** (秘密の保持) 第2項の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第162条 懲罰については、議会は、**第38条** (議案等の説明、質疑及び委員会付託) 第2項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

(代理弁明)

第163条 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会の会議で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

(戒告又は陳謝の方法)

第164条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によって行うものとする。

(出席停止の期間)

第165条 出席停止は、10日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された議員についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(出席停止期間中出席したときの措置)

第166条 出席を停止された議員がその期間内に議会の会議又は委員会の会議に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。

(懲罰の宣告)

第167条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

第7章 協議又は調整を行うための場

(協議又は調整を行うための場)

第168条 法**第100条** 第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場 (以下「協議等の場」という。) を別表のとおり設ける。

2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、協議等の場の名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

(協議等の場の開催方法の特例)

第168条の2 招集権者は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により、その構成員が開会場所に参集することが困難と招集権者が認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

第8章 議員の派遣

(議員の派遣)

第169条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

第9章 補則

(会議規則の疑義に対する措置)

第170条 この規則の施行の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議に諮って決定する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月1日議会規則第1号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年10月3日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年3月29日議会規則第1号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第168条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	議員間の協議若しくは調整又は執行機関からの説明若しくは報告	全議員	議長
議会広報委員会	議会広報紙の発行に関する協議又は調査研究	議会広報委員会委員	委員長
議会報告会実行委員会	議会報告会の実施に関する協議又は調整	議会報告会実行委員会委員	委員長
委員協議会	委員会委員の協議若しくは調整	委員会委員	委員長
災害対策連絡協議会	災害時の議会対応に関する協議若しくは調整	正副議長 議会運営委員会委員長 常任委員会委員長	議長

加東市議会全員協議会規程（平成24年12月26日加東市議会訓令第1号）

（趣旨）

第1条 この規程は、加東市議会会議規則（平成18年加東市議会規則第1号）別表に規定する全員協議会に関して必要な事項を定めるものとする。

（構成員）

第2条 全員協議会は、議員全員をもって構成する。

（会議）

第3条 議長は、議会の運営、市政の課題等について協議又は調整を図るため、執行機関からの説明及び報告並びに議員間の討議を行う必要があると認めるときは、全員協議会を開催し、これを主宰する。ただし、一般選挙後の議会構成の前については、事務局長が開催するものとする。

2 前項ただし書の会議の進行は、当選回数最も多い議員のうちの年長者が務めるものとする。

3 議長に事故があるときは、副議長がその職務を行う。

4 全員協議会は、議員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

（所管事項）

第4条 全員協議会における所管事項は、おおむね次のとおりとする。

（1）一般選挙後の初議会の運営等に関する事。

（2）議会に関する諸規程の制定及び改廃。

（3）一部事務組合議会に関する報告。

（4）市政の重要課題及び議案に関する執行機関等からの説明及び報告。

（5）その他議長が必要と認める事項。

（議員以外の者の出席）

第5条 議長が必要と認める場合は、議員以外の者の出席を求めることができる。

（公開）

第6条 全員協議会は、公開とする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、会議に諮って非公開とすることができる。

（傍聴）

第7条 全員協議会の傍聴の取り扱いは、加東市議会傍聴規則（平成18年加東市議会規則第2号）に準ずるものとする。

（記録）

第8条 議長は、職員をして会議の議事、出席議員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させるものとする。ただし、会議に付議される事件に関する説明の部分はこれを省略することができる。

（委任）

第9条 この規程に定めるもののほか、全員協議会の運営について必要な事項は、議長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

加東市議会災害対策連絡協議会規程（令和2年11月24日加東市議会訓令第1号）

（趣旨）

第1条 この規程は、加東市議会会議規則（令和2年加東市議会規則第1号）別表に規定する災害対策連絡協議会に関して必要な事項を定めるものとする。

（構成員）

第2条 災害対策連絡協議会は、議長、副議長、議会運営委員会委員長及び常任委員会委員長をもって構成する。

（会議）

第3条 議長は、市内に地震、大雨、台風、その他重大な災害が発生又は発生するおそれが生じ、議会の対応について協議又は調整を行う必要があると認めるときは、災害対策連絡協議会を開催し、これを主宰する。

2 議長に事故があるときは、副議長がその職務を行う。

（所管事項）

第4条 災害対策連絡協議会における所管事項は、おおむね次のとおりとする。

- （1） 議員の安否、体調に関する情報を収集すること。
- （2） 市対策本部から被災情報等を収集し、各議員に情報提供を行うこと。
- （3） 各議員からの情報を収集・整理し、必要に応じて市対策本部に提供すること。
- （4） その他議長が必要と認める事項に関すること。

（議員以外の者の出席）

第5条 議長が必要と認める場合は、議員以外の者の出席を求めることができる。

（その他）

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この訓令は、令和2年11月24日から施行する。

加東市議会運営基準

第1章 総則

第1節 議会の呼称

- 1 議会の呼称は、会期ごとに順次回数を追って定例会、臨時会を通算し、第〇回加東市議会（定例会・臨時会）とし、暦年更新はしない。

第2節 議会の招集

- 2 議員の一般選挙があったときは、任期起算日からおおむね15日以内に議会構成のための初議会が招集されるのが通例である。
- 3 市長が議会を招集しようとするときは、あらかじめ議長（一般選挙後に招集される議会においては事務局長）と協議し、招集告示をしたときは、その写しを添えて議長（事務局長）に通知される。
- 4 議長（一般選挙後に招集される議会においては事務局長）は、市長から議会招集の通知を受領したときは、その旨を議員に通知する。

第3節 告示依頼

- 5 臨時会において、議員の発議する事件、請願（陳情）及び継続審査中の事件を付議するときは、議長から市長に対し、告示を依頼する。ただし、急施を要する事件があるときは、この限りでない。なお、一般選挙後に招集される議会においては、議長、副議長の選挙並びに議会運営委員及び常任委員の選任等も依頼する。

第4節 参集

- 6 応招及び出席の通告は、事務局にその旨報告をする。
- 7 議員が会議に出席できないときは、その理由を記した欠席届をあらかじめ議長に提出する。ただし、開議時刻までに提出ができない場合は、電話等で届け出るとともに速やかに欠席届を提出する。
- 8 議員が会議に遅参又は会議を早退するときは、議長に届け出る。また、会期中、閉会中を問わず、議会外の用務のため5日間以上市を離れるときも、議長に届け出る。

第5節 議席

- 9 一般選挙後に招集される議会における仮議席は、開議前におおむね当選回数及び年齢順で定めたとおりとし、臨時議長が指定する。
- 10 議席は、一般選挙後に招集される議会において、議長が指定する。
- 11 議席は、原則として任期中変更しない。ただし、補欠選挙等により新たに議席の指定が生じたときは、議長は議席を変更することができる。

第6節 会期

- 12 会期は、あらかじめ議会運営委員会において協議し、議長が会議に諮って決める。
- 13 会期の延長は、会期最終日に議決する。
会期の延長を議決したときは、議決時不在の議員に通知する。
- 14 会期及び会期の延長は、期間及び日数を議決する。

第7節 議会の開閉

- 15 議会の開閉は、議長が宣告する。ただし、閉会については、議長の宣告がなくても会期の終了により閉会となる。

第8節 会議時間

- 16 会議時間の変更は、議長が前日の会議において宣告する。ただし、招集日の会議時間の変更は、あらかじめその旨を議員に通知する。
会議時間の延長は、議長が会議中随時宣告することができる。

- 17 会議の開議は午前9時30分を通例とする。
- 18 会議の開始は、開議定刻10分前に放送し、開議定刻に本鈴を鳴らす。
会議に出席した議員は、氏名標を立て、会議が終わったときは倒して退場する。

第9節 休会

- 19 休会の議決をするときは、あらかじめ議会運営委員会で協議の上、議長が会議に諮って決める。
休会中の休日は、これを休会日数に算入する。

休会を議決したときは、議決時に不在の議員に通知する。

第2章 議案及び動議

第1節 議案等の提出

20 議員及び委員会提出議案は、暦年ごとに次の各号の種別により一連番号を付ける。

- | | |
|-------------|-----------|
| (1) 意見書案 | 意見書案第〇号 |
| (2) 決議案 | 決議案第〇号 |
| (3) 上記以外の議案 | 議員提出第〇号議案 |

21 市長提出議案及び諮問等は、暦年ごとに、第〇号議案及び議会諮問第〇号等と、その種別により一連番号を付ける。

- | | |
|---------------------|-----------|
| 1. 長提出議案 | 第〇号議案 |
| 2. 諮問 | 議会諮問第〇号 |
| 3. 承認（法第179条の専決処分） | 承認第〇号 |
| 4. 認定（決算） | 認定第〇号 |
| 5. 同意（人事案件） | 同意第〇号 |
| 6. 請願（陳情） | 請願（陳情）第〇号 |
| 7. 報告（法第180条の専決処分等） | 報告第〇号 |

22 市長から提出される議案等の写しは、その必要部数を印刷し、議会運営委員会開催日までに議長に送付される。

23 議長は、議案等の写しを議会運営委員会の議を経て、速やかに議員に配付するよう努める。

24 議長は、同一趣旨の意見書案、決議案等が同時に提出されたときは、議会運営委員会に諮って調整する。

第2節 動議の提出

25 動議は、修正の動議、秘密会の動議及び懲罰動議を除くほか、原則として会議の進行に伴って何時でも、口頭で発議することができるが、重要なものや複雑なものは、あらかじめ議長に申し出る。

26 事件の撤回を求める動議、審議不要の動議等法令に反する動議は、議長はこれを取りあげることができない。

27 動議の発言要求は、「議長〇番、動議」と告げる。

動議の賛成者は、賛成とその意思を明確に表明する。

28 議長の宣告に対する異議は、法律又は会議規則に規定するもの以外は、申し立てできない。

第3節 修正案の提出

29 付託議案に対する委員会の報告が修正の場合、又は議員から修正の動議が提出された場合は、それぞれ修正案の写しを議員に配付する。

第4節 議案等の撤回及び訂正

30 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするときは、提出者は議長に対し文書により請求する。

31 会議に提出された議案等の誤植訂正をするときは、正誤表を議員に配付する。ただし、極めて簡易な訂正の場合は、口頭で行い、正誤表の配付を省略することができる。

第3章 議事日程

第1節 議事日程の作成及び配付

32 議事日程に記載する事件は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 議席の指定及び変更
- (2) 会議録署名議員の指名
- (3) 会期の決定及び延長
- (4) 諸般の報告
- (5) 行政報告
- (6) 議長及び副議長の選挙並びに辞職
- (7) 仮議長の選挙
- (8) 議員の辞職

- (9) 常任委員の選任、所属変更及び辞任
- (10) 議会運営委員の選任及び辞任
- (11) 一般質問
- (12) 議案等
- (13) 事件の撤回及び訂正
- (14) 委員会報告書が提出された議案等
- (15) 委員会の閉会中の継続審査又は調査
- (16) 委員会の審査又は調査の期限
- (17) 委員会の中間報告
- (18) 特別委員会の設置
- (19) 特別委員の選任及び辞任

33 議事日程は、1議案1日程として作成し、1日ごとに順次番号をつける。ただし、一括議題とするときは、上程議案をまとめて1日程とする。

34 議事日程の作成は、議長が議会運営委員会の報告等を受けて作成する。ただし、一般選挙後の最初の会議においては、臨時議長が議長選挙までの議事日程を作成する。

一般選挙後最初の会議の議事日程は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 臨時議長が作成する議事日程
 - ① 仮議席の指定
 - ② 議長選挙
- (2) 議長が作成する追加議事日程
 - ① 議席の指定
 - ② 会議録署名議員の指名
 - ③ 会期の決定
 - ④ 副議長選挙
 - ⑤ 常任委員の選任
 - ⑥ 議会運営委員の選任
 - ⑦ 一部事務組合の議会議員の選挙
 - ⑧ 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

35 議事日程は、おそくとも当日の開議までに議員に配付する。

36 議事が終わらなかったため延会したときは、その事件は、原則として他の事件に先行して翌日(次の会議日)の議事日程に記載する。

第2節 日程の追加

37 日程の順序変更は、議長の発議又は議員の動議により、討論を用いないで会議に諮って行う。

38 会議を開いた後、新たな事件が提出されたときは、議長の発議により、討論を用いないで会議に諮って日程に追加する。

議員から新たな事件を追加する動議が提出されたときは、討論を用いないで会議に諮って日程に追加する。

39 新たな事件を日程に追加し、その順序を変更して直ちに議題とする必要がある場合は、議長の発議又は議員の動議により、討論を用いないで会議に諮って行う。

40 日程の追加を要する事件が提出され、その日程追加が否決されたときは、議長は、後日の議事日程に記載し、議題とする。

41 日程の追加を要する事件が、会期の最終日に提出され、その日程追加が否決されたときは、その事件は会期の終了により審議未了(廃案)となる。

第4章 選挙

第1節 選挙の方法

42 選挙の方法は、投票を原則とする。ただし、指名推選によることもできる。

43 投票をもってする選挙(又は表決)は、日を単位として行い、2日間にわたって行うことはできない。この場合は、翌日改めて投票を行う。

44 指名推選の方法により選挙を行うときは、議長発議又は議員の動議により、会議に諮って、異議がなければ、次の方法による。

(1) 議長指名による場合

議長発議又は議員の動議により、議長が指名することを会議に諮って、異議がないときは、議長が指名し、その指名を受けた者を会議に諮って、異議がなければ、その者を当選人とする。

(2) 議員の動議による場合

議員の動議により、指名者を会議に諮って、異議がないときは、指名者が指名し、その指名を受けた者を議長が会議に諮って、異議がなければ、その者を当選人とする。

第2節 投票及び開票

45 投票に当たっては、事務局長（職員）に点呼させる。

46 議員は、点呼に応じ、順次登壇して投票し、議席に復する。ただし、議長は、点呼の最後に議長席において投票する。

47 立会人は、議席順を原則として議長が選挙宣告の次に順次指名する。

48 得票数が同数の場合のくじはくじ棒で行い、くじを引く順番を決めるくじで、数の小さい方が、当選人を決めるくじを先に引き、当選人を決めるくじで、数の小さい方を当選人とする。

第3節 選挙の結果

49 投票の効力に関し異議がある場合は、次の議事に入る前までに申し出る。

50 当選人が議場にいるときの当選告知は、選挙結果の報告後直ちに議長が口頭により行う。

51 議会における選挙により当選した議長及び副議長は、当選の告知を受けた後、登壇して就任のあいさつを行う。この場合、就任のあいさつにより当選を承諾したものとみなす。

52 当選人が議場にいないときの当選の告知は、文書により行い、当選人から当選承諾書の提出を求める。

53 選挙関係の書類は、議会事務局でこれを保管する。

第5章 議事

第1節 説明員

54 議場における説明員の出席要求は、あらかじめ文書により、議長から市長又は行政委員会の長などに対して行う。ただし、緊急の場合は口頭により行う。

55 説明のための議場出席者の範囲は、市長及び行政委員会の長などのほか、原則としてこれらの者から委任又は嘱託を受けた課長職以上の者とする。

第2節 諸般の報告

56 諸般の報告は、法令に定めのあるもののほか、議長が必要と認めるものについて行う。

[報告事項例示]

(1) 議員の異動

(2) 閉会中の副議長、議員の辞職許可

(3) 委員長、副委員長の選任及び辞任

(4) 閉会中の委員の選任、所属変更及び特別委員の辞任

(5) 議案等の受理及び撤回

(6) 請願、陳情の受理及び付託前の取下げ

(7) 監査、検査結果

(8) 請願、意見書の処理経過及び結果

(9) 議員派遣結果

(10) 一部事務組合議会に関する事項

(11) 開発公社等に関する事項

(12) 系統議長会関係に関する事項

(13) 慶弔に関する事項

(14) 説明員に関する事項

(15) その他報告すべき事項

なお、諸般の報告は、開議宣告後議事に入る前に行うのを例とする。

- 57 諸般の報告のうち、議長において必要と認めたものについては、事務局長（職員）に朗読させる。
- 58 法令に基づく報告書等は執行機関において作成し、議員に配付される。
- 59 市長等の行政報告は、議長の諸般の報告の次に行う。
- 60 諸般の報告及び行政報告に対する質疑は、原則として行わない。

第3節 議題及び議案等の説明

- 61 議員又は委員会が提案する議案等で、内容の明確なものについては、朗読をもって趣旨説明を行う。
- 62 決算を議題に供したときは、市長等の説明の後、決算審査意見書について、必要に応じ監査委員に説明を求める。
- 63 市長の行政推進の方針は、当初予算提案時に行う。

第4節 除斥

- 64 議長は、除斥を必要とする場合は、その事件が議題に供されたときに除斥の宣告を行う。
- 65 除斥に該当するかどうかについて疑義があるときは、議長は会議に諮って決定する。本会議に除斥された議員は、その会議を傍聴することは適当ではない。

第5節 委員会付託

- 66 議長は、常任委員会に付託する事件で所管の委員会が明確でないものは、議会運営委員会に諮問し、あらかじめ調整のうえその所管を決定する。
- 67 2以上の委員会に関連する議案は、議会運営委員会の協議を経て主たる委員会又は特別委員会に付託する。
- 68 当初予算、決算については、それぞれ特別委員会を設置して、これに付託する。

第6節 委員会の中間報告

- 69 委員会は、審査又は調査中の事件について、中間報告をするときは、あらかじめ議長に申し出る。

第7節 委員長報告

- 70 委員会報告書及び少数意見報告書は、その写しを議員に配付する。
- 71 常任委員長の報告は、委員会条例第2条第2項に規定する順序による。
- 72 委員長報告の原稿は、原則として委員長が作成する。
- 73 副委員長が委員長の職務を行った場合は、委員長は委員長報告を副委員長に行わせることができる。
- 74 委員長報告の補足発言は、他の発言に優先して許可する。
- 75 委員長報告及び少数意見報告を省略するときは、委員会で決定し、議長に申し出る。
- 76 委員長報告の中で、付帯決議等の表明があったものについては、必要に応じて、議長の発議又は議員の動議により会議に諮って決定することができる。

第8節 少数意見の報告

- 77 少数意見の留保があったときは、委員長が委員会報告書に付記して議長に提出する。
- 78 委員会において2個以上の少数意見が留保されたときは、議長は少数意見報告書の議長への提出順序によって報告の順序を定めて発言を許可する。
- 79 少数意見の留保者に事故のあるときは、代理報告は認めない。また、委員長報告の中に少数意見を併せて報告することで、あらかじめ少数意見者の了解を得たときは、会議に諮って少数意見の報告は省略する。

第6章 発言

第1節 発言及び発言通告

- 80 執行機関が特に発言しようとするときは、あらかじめ議長に申し出る。
- 81 議員の発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇して行うのが原則であるが、再質問、質疑及び議事進行に関する発言については、議席で起立して発言することができる。
- 82 議事進行に関する発言を求めるときは、「議事進行」と呼称し、議長の許可を得る。
- 83 議事進行に関する発言は、議長は、直ちに許可するが、他の議員の発言中は、その発言が終わるまで許可しない。
- 84 質問又は質疑に対して、執行機関が直ちに答弁できないものについては、後刻答弁させることが

できる。

第2節 一般質問

- 85 一般質問は、会議第2日目に行う。ただし、議長が必要と認めるときは、第3日目に行うことができる。
- 86 一般質問通告書の提出は、持参するほか、メール、ファックス、その他議長が指定する方法（以下「メール等」という。）で提出することができる。その取扱いはおおむね次のとおりとする。
- (1) 受付期間は、定例会前に行う議会運営委員会が終了した日の翌開庁日の午前8時30分から定例会初日の2開庁日前の午後5時までとする。
 - (2) 前号の期間内に受信が完了されたものに限り、受付することができる。
 - (3) メール等で提出した議員は、必ず議会事務局に受信確認の電話をする。
 - (4) 受付時刻は、議会事務局が受信確認の報告又は電話を受電した時刻とする。
- 87 通告にあたっては、質問の内容を具体的に記載しなければならない。
- 88 一般質問の順序は、原則として通告順による。
- 89 一般質問に対する関連質問は、許可しない。
- 90 議長は、許可した一般質問について、一般質問通告一覧表を作成し議員及び関係者に配付する。
- 91 議長は、議員から通告のあった質問の要旨について、あらかじめ執行機関に通知する。
- 92 一般質問は、質問、答弁、再質問、再答弁、全て含めて一人60分以内とする。（ただし、議長が必要と認めるときは、議会運営委員会に諮って持ち時間を変更することができる。）持ち時間を経過したときは、議長は発言途中であっても打ち切ることができる。

第3節 緊急質問

- 93 緊急質問をしようとする者は、原則としてあらかじめ文書で議長に申し出る。なお、その申出については、質問を行う理由及び内容について記載しなければならない。
- 94 議長は、緊急質問の申出があったときは、その写しを議員及び関係者に配付する。
- 95 緊急質問は、議会の同意を得て日程に追加し、順序を変更して行う。

第4節 発言の取消し及び訂正

- 96 議員が発言の取消し及び訂正を申し出る場合は、取消し及び訂正部分を明確にした上で、議長に申し出る。
- 97 議長は、会議における議員の発言に不穏当（不適當）な言辞があると認めるときは、その取消しを勧告及び命令することができる。また議長は「後刻記録を調査の上措置する」旨を宣告し、記録を調査の上、不穏当（不適當）であると認めた場合は、本人の了解を得て、その部分を取り消す。
- 98 執行機関の発言の取消し及び訂正については、議員の発言に準じて取り扱う。

第7章 質疑・討論及び表決

第1節 質疑

- 99 2件以上の事件を一括して議題とした場合でも、質疑の回数は、同一議題として会議規則の定める回数とする。
- 100 議員は、自己の所属する委員会の委員長報告については、質疑をしない。
- 101 委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果に対する疑義にとどめ、付託された議案に対し、提出者に質疑することはできない。

第2節 討論

- 102 討論は、おおむね次の順序により行い、修正案に対する討論は、原案に対する討論と併せて、これを行う。
- (1) 委員会に付託しない場合
 - ① 修正案のない場合＝原案反対者－原案賛成者
 - ② 修正案のある場合＝原案賛成者－原案及び修正案反対者－原案賛成者－修正案賛成者
 - (2) 委員会に付託した場合
 - ① 報告が可決の場合＝原案反対者－原案賛成者
 - ② 報告が否決の場合＝原案賛成者－原案反対者
 - ③ 報告が修正の場合＝原案賛成者－原案及び修正案反対者－原案賛成者－修正案賛成者

- (3) 委員長報告後修正案のある場合＝原案賛成者－原案及び修正案反対者－原案賛成者－修正案賛成者
 - (4) 委員長報告が可決で少数意見のある場合＝原案賛成者－少数意見賛成者（原案反対者）
 - (5) 委員長報告が否決で少数意見のある場合＝原案反対者－少数意見賛成者（原案賛成者）
- 103 討論においては、冒頭に賛否を明らかにしてから、その理由を述べる。
- 104 一括議題とした事件に対する討論は、一括して行うことができる。
- 105 法及び会議規則に規定されているもののほか、次に掲げるものについては、おおむね討論を用いない。
- (1) 会期決定の議決
 - (2) 会期延長の議決
 - (3) 休会の議決
 - (4) 休会の日の開議の議決
 - (5) 事件の撤回又は訂正及び動議の撤回の許可
 - (6) 議決事件の字句及び数字等の整理を議長に委任する議決
 - (7) 委員会の審査又は調査に対して期限を付ける議決
 - (8) 中間報告を求める議決
 - (9) 発言取消しの許可
 - (10) 請願の特別委員会付託の議決
 - (11) 請願の委員会付託省略の議決
 - (12) 会議規則の疑義に関する決定
 - (13) 議事進行の動議の議決

第3節 表決

- 106 委員長の報告が可決の場合の表決は、委員長報告のとおり決するかを採決し、委員長の報告が否決の場合は原案について採決する。
- 107 委員長報告が修正の場合又は議員から修正案が提出されたときは、まず修正案を採決した後、修正議決した部分を除く原案について採決する。ただし、修正案が否決されたときは、原案について採決する。
- 108 数個の修正案が提出されたときの表決の順序は、次のとおりとする。
- (1) 議員のみの修正案で共通部分がない場合
原案に最も遠いものから先に表決をとる。
 - (2) 議員のみの修正案で共通部分がある場合
まず、共通部分を表決に付するのが通例である。しかし、共通部分が極めて小部分であるときは、各案ごとに表決に付することもある。
 - (3) 議員の修正案と委員会の修正案で、共通部分がない場合
議員の修正案から先に表決をとる。
 - (4) 議員の修正案と委員会の修正案で、共通部分がある場合
まず、議員の修正案中、委員会の修正案と共通の部分を除く修正部分について表決に付する。次に、議員の修正案と委員会の修正案の共通部分について表決に付する。最後に、議員の修正案と委員会の修正案と共通部分を除く委員会の修正案を表決に付する。
- 109 一括議題とした議案等に対する表決は、1件ごとに採決をするのが原則である。ただし、異議がないと認められるときは、一括して採決することができる。
- 110 全員が、異議がないと認められる事件の表決は、簡易表決による。

第8章 委員会

- 111 議長は、委員長及び副委員長の互選の結果を本会議において報告する。
- 112 議長は、常任委員になった後、議会の同意を得て当該常任委員を辞任することができる。
- 113 常任委員の所属変更は、相互の変更を希望する当該委員が議長に申し出、議長が会議に諮って、その所属を変更する。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。
変更を希望する委員会の委員に欠員があるときは、当該委員の申し出のみによって、議長が会議に

諮って、その所属を変更する。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

- 114 議長は、議会運営委員及び特別委員にならないのを原則とする。
- 115 副議長は、議会運営委員にならないのを原則とする。
- 116 補欠選挙等により新たに当選した議員の常任委員会の所属は、原則として欠員となっている委員会とし、議長が指名する。
- 117 特別委員会の名称は、審査若しくは調査又は設置の目的を冠して呼称する。
- 118 特別委員の選任は、委員会設置の議決の当日行うのを原則とする。
- 119 特別委員会の委員長及び副委員長の互選は、委員会設置の議決の当日行うのを原則とする。
- 120 連合審査会を開く旨の議長への通知は、関係委員長の連名で行う。
- 121 連合審査会の開催通知は、関係委員長の連名で行う。
- 122 連合審査会の議事は、主たる委員会の委員長が主宰する。
- 123 連合審査会に付した事件の表決は、主たる委員会において行う。
- 124 委員会に付託された審査又は調査事件を、閉会中もおお継続して行おうとするときは、委員会から申し出るのが原則であるが、委員会に付託する際に、これを議決することもできる。

なお、長期にわたって調査の必要があるときは、調査終了まで閉会中もこれを行う旨の議決をすることもできる。

第9章 請願（陳情）

- 125 議長は、請願の紹介議員にならないのを原則とする。
また、当該事項を所管する委員会の委員長についても同様とする。
- 126 請願者が、請願書を取下げようとする場合は、取下申出書を議長に提出しなければならない。
- 127 請願の訂正については、原則としてこれを認めない。
- 128 請願文書表については、請願書の写しとする。
- 129 議長は、原則として会議のための議会運営委員会開催日の2日前（土日、休日を除く）までに受理した請願については、会議初日に上程し、その後会議最終日の2日前（土日、休日を除く）までに受理した請願については、会議最終日に上程する。この場合、議長は請願を所管の委員会に付託した後、閉会中の継続審査を会議に諮る。
- 130 委員会付託を省略して本会議で審議する請願について、必要があるときは、紹介議員に説明させる。
- 131 請願を議決したときは、その結果を請願者に通知する。
- 132 市長等から、請願の処理経過及び結果の報告書が提出されたときは、議長は、次の会議において議員配付し、報告するとともに、その報告内容を市議会ホームページに掲載する。
- 133 議案に関連する請願については、その議案が可決又は否決されたときは、「みなし採択」又は「みなし不採択」とする。
- 134 同一会期中において、請願がすでに議決した請願の内容と同一のものについては、「みなし採択」又は「みなし不採択」として取り扱う。ただし、必要がある場合は、議決することができる。
- 135 請願の内容が複数の項目にわたる場合で、内容が採択できる項目については、その項目をとりあげて、一部採択として採決することができる。
- 136 閉会中の継続審査に付された請願について、取下げの申し出があったときは、議長は所管の委員長にこの旨を通知し、次の会議において、許可を求める。
- 137 陳情書又はこれに類するもので、議長が必要と認めるものは、請願書の例により処理し、請願書の例により処理する必要がないと認めるものについては、議会運営委員会に諮って、その写しを電磁的記録により、議員に提供する。

第10章 辞職

- 138 議長、副議長及び議員の辞職を許可したときは、次の方法により措置する。
 - (1) 議長の場合
議場等に登庁しているときは直ちに口頭により告げ、欠席しているときは、文書でその旨を本人に通知する。
 - (2) 副議長の場合

議場等に登庁しているときは直ちに口頭により告げ、閉会中又は欠席しているときは、文書でその旨を本人に通知する。

(3) 議員の場合

議員の辞職を許可したときは直ちに文書でその旨を本人に通知する。

139 議会の許可を得て辞職した議長及び副議長は、その会議においてあいさつをするのを通例とする。

第11章 会議録

140 会議録署名議員は、会期を通じて議席順により議長が指名し、又は、会議日ごとに議席順により議長が指名する。ただし、事故あるときは、次の議席にある者を指名する。

141 会議において議長の職務を行った臨時議長、仮議長及び副議長は、会議録に署名する。

142 会議録に、開会前及び閉会後のあいさつも記載する。

143 会議において発言の取消しが許可されたときは、その発言は、配付（閲覧用を含む）する会議録には記載又は記録しない。ただし、会議録の原本にはそのまま記載又は記録する。執行機関等の関連する発言についても、同様とする。

144 会議において、議長が取消しを命じた発言でも、会議録の原本にはそのまま記載又は記録する。ただし、配付（閲覧用を含む）する会議録には、その発言は掲載又は記録しない。

145 会議録は、議員のほかおおむね次の者に配付する。

- (1) 市長、副市長、技監、会計管理者及び部長
- (2) 教育長
- (3) 行政委員会
- (4) 小・中学校及び図書館
- (5) 一部事務組合

第12章 議会運営委員会

146 長から議会招集の申入れがあったときは、速やかに議会運営委員会を開き、執行機関から付議事件の概要について報告を求め、所要の協議を行い、諸般の態勢を整える。

また、議長から諮問があったときは、速やかに会議を開き、諮問事項について協議する。

147 議会運営委員会は、議会運営に関する諸般の協議を目的として、おおむね次に掲げる事項について協議する。

1 議会の運営に関する事項

- (1) 会期及び会期延長の取扱い
- (2) 会期中における会議日程
- (3) 議事日程
- (4) 議席の決定及び変更
- (5) 発言の取扱い（発言順序、発言者、発言時間等）
- (6) 議事進行の取扱い
- (7) 説明員の出席の取扱い
- (8) 議会の施設の取扱い（議員控室、委員会室、傍聴席等）
- (9) 議会における選挙の取扱い
- (10) 一般質問の取扱い
- (11) 緊急質問の取扱い
- (12) 特別委員会設置の取扱い
- (13) 委員会の構成の取扱い
- (14) 委員会の閉会中の継続審査（又は調査）の取扱い
- (15) 議長、副議長及び議員の辞職の取扱い
- (16) 休会の取扱い
- (17) 議会内の秩序の取扱い
- (18) 議案の取扱い
- (19) 動議の取扱い（修正動議を含む）

- (20) 議員及び委員会提出議案（条例、意見書、決議）の取扱い
- (21) 長の不信任決議の取扱い
- (22) 議員の資格の取扱い
- (23) 請願、陳情等の取扱い
- (24) その他議会運営上必要と認められる事項

2 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

- (1) 会議規則、委員会条例の制定、改正
- (2) 議会事務局、議会図書室設置条例の制定、改正
- (3) その他規則、条例等これに類すると認められる事項

3 議長の諮問に関する事項

- (1) 議長の臨時会の招集請求
- (2) 議会の諸規程等の起草及び先例解釈運用等
- (3) 傍聴規則の制定、改正
- (4) 常任委員会間の所管の調整
- (5) 慶弔等に関する事項
- (6) 議員派遣
- (7) その他議長が必要と認める事項

148 議会運営委員会で決定された議会の運営等に関する事項等については、あらかじめ議員全員に周知する措置を講ずる。

149 議会運営委員会の協議の結果については、議員はこれを遵守する。

150 副議長は、委員外議員として議会運営委員会に出席する。

第13章 参考人

151 参考人の出席を求める場合は、あらかじめ本人の了承を得ておく。

152 請願、陳情等の審査に際し、必要がある場合は、提出者に参考人として説明を求めることができる。

第14章 全員協議会

153 全員協議会に関する事項は、別に定める。

第15章 議会基本条例

154 議会基本条例第29条に基づく見直し手続きは、議長又は議員2名以上の発議により、全員協議会において行うものとする。全員協議会は、その権限の全部又は一部を、議会運営委員会又は特別委員会に委任することができる。

第16章 慶弔

155 議員が叙勲され、又は議員として受賞したときは、会議において議長が報告する。

156 議員が逝去したときは、会議において議長が弔意を表し、又は同僚議員が追悼演説を行った後、黙とうを行う。その際、議席に献花する。

第17章 その他

157 臨時議長の紹介は、事務局長が行う。

158 議員が一部事務組合議会又は広域連合議会（以下「一部事務組合議会等」という。）に出席したときは、その経過及び結果を議長に報告する。

159 議員が議会を代表して会議に出席したときは、その経過及び結果を議長に報告する。

160 議長は、一部事務組合議会等の報告があったときは、必要と認めるものについて、次の会議又は全員協議会で出席議員に報告させる。

161 会議の表決において、挙手の方法を用いようとする者は、会議の開会までにその旨を議長に申し出る。

162 この基準の改正は、議会運営委員会又は全員協議会の決定事項に基づき決定する。

附 則

この基準は、平成18年4月7日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年12月25日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年5月27日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年8月6日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年2月21日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年12月21日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年8月27日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年11月24日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年2月14日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年6月18日から施行する。

附 則

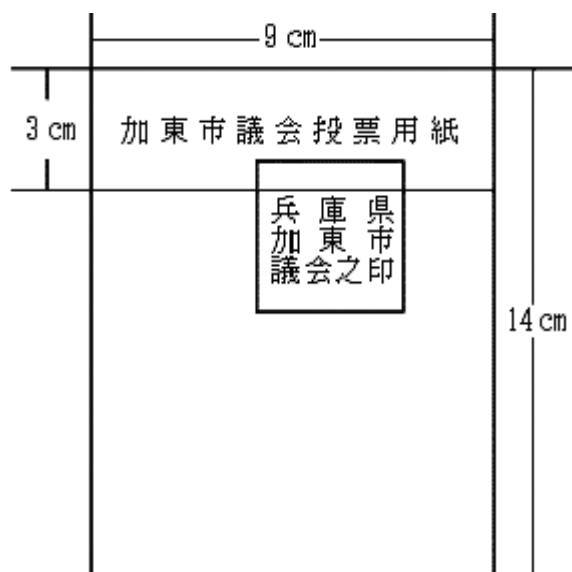
この基準は、令和7年11月25日から施行する。

附 則

この基準は、令和8年2月19日から施行する。

加東市議会投票用紙規程（平成18年4月7日加東市議会訓令第1号）

加東市議会における投票用紙の様式を次のとおり定める。



附 則

この訓令は、平成18年4月7日から施行する。

加東市議会傍聴規則（平成18年4月7日加東市議会規則第2号）

（趣旨）

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴席の区分）

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

（傍聴人の定員）

第3条 一般席の定員は、30人とする。

（傍聴の手続）

第4条 議長は、会議当日の先着順に傍聴を認めるものとする。

（傍聴券の交付）

第5条 議長は、一般席の傍聴券を交付して、その人員を制限する。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券を見やすい箇所に着用しなければならない。

3 傍聴人は、傍聴を終え、退場しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。

（議場への入場禁止）

第6条 傍聴人は、議場に入ることができない。

（傍聴席に入ることができない者）

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

（1）銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

（2）はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者

（3）鉢巻、腕章（職員及び報道関係者が着用する腕章を除く。）、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

（4）ラジオ、拡声器又は無線機を携帯している者

（5）笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

（6）下駄、木製サンダルの類を履いている者

（7）酒気を帯びていると認められる者

（8）異様な服装をしている者

（9）前各号に掲げるもののほか、議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 議長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員をして前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

4 保護者又は引率者（教職員及び学校関係者をいう。）が同伴しない児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

（傍聴人の守るべき事項）

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

（1）議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

（2）談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。

（3）鉢巻、腕章（職員及び報道関係者が着用する腕章を除く。）、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又ははり紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。

（4）帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。

（5）飲食（水分補給を除く。）又は喫煙をしないこと。

（6）みだりに席を離れないこと。

（7）不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。

（8）前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

2 傍聴人は、傍聴席に電子的にデータを処理する機能を持つ機器（携帯電話、スマートフォン、タブ

レット端末、パーソナルコンピュータ、カメラ、ICレコーダー及びビデオカメラ等をいう。以下「情報通信機器」という。)を持ち込む場合、その使用に際して加東市議会における情報通信機器の使用基準に定められた禁止事項の適用を受けるものとする。

(録音、録画及び写真撮影の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において録音し、録画し、及び写真撮影をしてはならない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

2 前項の規定により退場させられた者は、当日再び傍聴席に入ることができない。

(準用)

第12条 委員会の傍聴については、第7条から第11条までの規定を準用する。この場合において、「議長」とあるのは「委員長」と、「議場」とあるのは「委員会室」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成18年4月7日から施行する。

附 則 (平成18年9月28日議会規則第4号)

この規則は、平成18年11月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月25日議会規則第1号)

この規則は、平成26年2月24日から施行する。

附 則 (平成29年6月8日議会規則第2号)

この規則は、平成29年6月16日から施行する。

附 則 (令和7年11月26日議会規則第1号)

この規則は、令和7年12月1日から施行する。

加東市議会手話通訳及び要約筆記実施要綱(平成28年3月25日加東市議会告示第1号)

(目的)

第1条 この告示は、聴覚障害者及び音声、言語障害者等(以下「聴覚障害者等」という。)に対する手話通訳及び要約筆記(以下「手話通訳等」という。)の実施に関し必要な事項を定め、聴覚障害者等に開かれた議会を実現することを目的とする。

(手話通訳等の実施)

第2条 手話通訳等は、次に掲げる場合に実施するものとする。

(1) 公開されている本会議又は委員会で、聴覚障害者等から傍聴の希望があったとき。

(2) 議会の活動において、手話通訳等の実施を議長が必要と認めたとき。

(申込手続)

第3条 前条第1号の傍聴希望者は、原則として傍聴希望日の1週間前までに、手話通訳・要約筆記申込書(別記様式)に必要な事項を記入し、議長に提出しなければならない。

2 前項の申込後、やむを得ない理由により申込内容を変更し、又は取り消す場合は、速やかに議長に届け出るものとする。

(手話通訳者及び要約筆記者の配置)

第4条 議長は、前条第1項の規定による申込書を受理したときは、手話通訳等に必要な人員を議場又は傍聴席に配置するものとする。ただし、やむを得ない理由により配置ができないときは、速やかにその旨を申込者に通知するものとする。

(その他)

第5条 この告示に定めるもののほか、手話通訳等の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

加東市議会議員記章規程(平成18年4月7日加東市議会訓令第4号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、加東市議会議員(以下「議員」という。)の議員記章(以下「記章」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(記章の様式)

第2条 記章は、全国市議会共通議員章とする。

(記章の貸与)

第3条 記章は、貸与する。

(記章の着用)

第4条 議員は、在職中公務に従事するときは、この訓令に定める記章を着用しなければならない。

(着用の位置)

第5条 記章は、左襟又は左胸部の見やすい位置に着用するものとする。

(弁償)

第6条 記章を亡失し、又は損傷したときは、その実費を弁償しなければならない。

附 則

この訓令は、平成18年4月7日から施行する。

附 則 (令和2年12月24日加東市議会訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

加東市議会広報の発行に関する規程（平成24年12月26日加東市議会訓令第2号）

（趣旨）

第1条 この訓令は、加東市議会の活動状況を市民に周知するため発行する加東市議会広報紙（以下「広報紙」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第2条 広報紙の名称は、「かとう市議会だより」とする。

（発行）

第3条 広報紙の発行者は、議長とする。

2 広報紙の発行回数は年4回とし、定例会ごとに発行するものとする。ただし、必要があるときは臨時に発行し、又は休刊することができる。

（広報委員会の設置と所管事項）

第4条 広報紙の編集作業等を行うため、加東市議会に加東市議会広報委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の所管事項は、次のとおりとする。

- （1） 広報紙の企画立案及び編集、校正に関すること。
- （2） 広報紙に関する調査研究。

（委員の定数）

第5条 委員会の委員の定数は、8人以内とし、議長が選任する。

（委員の任期）

第6条 委員の任期は、1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第7条 委員会に委員の互選により委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員会を総理する。

3 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第8条 委員会は、委員長が招集する。

（発行の承認）

第9条 広報の校正刷は、印刷開始前に議長に提出し、承認を受けなければならない。

（補足）

第10条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、委員会に諮って議長が決定する。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

（加東市議会広報特別委員会規程の廃止）

2 加東市議会広報特別委員会規程は、廃止する。

附 則（平成30年1月29日加東市議会訓令第1号）

この訓令は平成30年2月1日から施行する。

加東市議会広報の編集に関する内規

1 目的

この内規は、加東市議会広報紙「かとう市議会だより」の編集に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 編集内容

「かとう市議会だより」は、多くの市民に読んでいただくため、その内容は、「読みやすく」「分かりやすく」「正確に」要約して記載する。

3 様式

- ① 定例会、常任委員会等の記事は、A4版横書きで23文字×46行の縦2段組みを基本とする。大見出し(タイトル等)は6行分とし、記述は問答方式で「問」と「答」を一組とする。新たな「問」「答」を記す場合は、一行空けること。
- ② 一般質問の記事は、1ページにつき2人分を掲載する。
本文記事は、質問項目の多寡にかかわらず、質問と答弁の要旨を横書き24文字×30行(720文字)以内の縦1段組みとする。なお、タイトル及び氏名は、本文の文字数に含まない。新たな質問項目を記す場合は、一行空けること。
写真又はイラスト(以下「写真等」という。)の大きさは、8行分以上とする。

4 一般質問の編集

原稿は、一般質問を行った者(以下「質問者」という。)が加東市議会広報委員会(以下「委員会」という。)が定める日までに、以下の項目を遵守の上作成すること。ただし、委員会で編集の結果、その原稿内容に変更が生じたときは、変更後の原稿内容について質問者に了解を求めるものとする。

なお、変更後の原稿内容に対し、質問者の了解を得られない場合は、期日を定めて再提出を求める。原稿の提出がない場合は、質問者の氏名及び顔写真並びに二次元コードを掲載する。

- ① 写真等は、質問者が準備することとし、1人当たり1枚又は2枚とする。ただし、写真等の採用及び取扱いについては、委員会が決定する。
- ② 記事の内容を補足する二次元コードは、記事の掲載決定時に委員会において作成する。

5 適用期日

この内規は、平成19年3月9日から適用する。

附 則

この内規は、平成20年3月10日から適用する。

附 則

この内規は、平成21年9月7日から適用する。

附 則

この内規は、平成24年12月26日から適用する。

附 則

この内規は、平成28年9月23日から適用する。

附 則

この内規は、平成30年3月23日から適用する。

附 則

この内規は、令和3年11月30日から適用する。

附 則

この内規は、令和5年2月21日から適用する。

附 則

この内規は、令和5年12月1日から適用する。

附 則

この内規は、令和8年5月26日から適用する。

加東市議会自由討議実施要綱（平成30年9月26日加東市議会訓令第4号）

（趣旨）

第1条 この訓令は、加東市議会基本条例(平成22年9月28日加東市条例第18号)第17条に規定する自由討議の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（開始）

第2条 自由討議は、本会議等において、議長、委員長、議員又は委員の発議により開始するものとする。

2 前項の場合において、自由討議を発議する場合は、討議の趣旨及び目的を明確に示さなければならない。

3 議長又は委員長（以下「議長等」という。）は、自由討議を実施する場合において、市長等の本会議等への出席要求を必要最小限にとどめるものとする。

（発言者等）

第3条 発言者は、議長等が指名するものとする。

2 市長等は、発言に加わらないものとする。ただし、議長等から発言を求められた場合は、この限りでない。

（論点整理）

第4条 議長等は必要に応じ討議の論点を整理することができる。

（討議の終結）

第5条 議長等は、討議が終わったとき又は討議が容易に終結しないと認められるときは、本会議等に諮ってその終結を宣告する。

2 議員又は委員は、討議時間が30分を超え討議が容易に終結しないときは、その終結の動議を提出することができる。

3 前項の場合において、議長等は、討議の終結の動議については、討論を用いずに本会議等に諮って決める。

（記録及び会議の公開）

第6条 自由討議の記録及び会議の公開については、本会議等の記録及び会議の公開の取扱いの規定に準じる。

（その他）

第7条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年9月26日から施行する。

加東市議会政策討論会実施要綱（平成30年9月26日加東市議会訓令第5号）

（目的）

第1条 この訓令は、加東市議会基本条例(平成22年9月28日加東市条例第18号)第18条の規定に基づき設置する議会政策討論会（以下「討論会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（構成）

第2条 討論会は、議員全員をもって構成する。

2 討論会に座長を置き、議長がこれにあたる。

3 議長に事故あるときは、副議長がその任にあたる。

（討論会の議題）

第3条 議員は、討論会の議題を提出しようとするときは、政策討論会議題提案書（別紙様式）を議長へ提出する。

（運営の方針）

第4条 討論会の議事の決定及び運営等は、議会運営委員会において決定する。

2 前条により提出された議題を議会運営委員会において協議し、開催の是非及び議題を決定する。

（討論会）

第5条 討論会は、座長が招集し、これを主宰する。

2 討論会で議題となった事項は、提出議員が討論会において概要を説明するものとする。

（意見の活用）

第6条 議会は、討論結果等を次のとおり活用するものとする。

（1）委員会における審査及び政策立案

（2）市長等への政策提案

（3）その他議会における政策形成への反映

（記録）

第7条 討論会は、事務局において要点筆記し、公開する。

（その他）

第8条 この訓令に定めるもののほか、討論会の運営に関し必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮り定める。

附 則

この訓令は、平成30年9月26日から施行する。

附 則（令和3年3月31日加東市議会訓令第2号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の各訓令に基づく様式でなされた申出、申請等は、この訓令による改正後の各訓令に基づく様式でなされた申出、申請等とみなす。

別紙様式（第3条関係）

年 月 日

議長 様

氏名

政策討論会議題提案書

加東市議会政策討論会実施要綱第3条の規定により、次のとおり政策討論会の議題を提案します。

記

1 議題

2 提案理由

3 資料等

加東市議会会派規程（平成30年9月26日加東市議会訓令第6号）

（趣旨）

第1条 この訓令は、加東市議会基本条例（平成22年加東市条例第18号）第7条に規定する会派に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この訓令において会派とは、市政に関する調査、研究等の活動を行うため2人以上の議員で構成された団体であつて、第3条の会派結成届を届け出たものをいう。

2 議員は、複数の会派に所属することはできない。

（届出）

第3条 議員が会派を結成したときは、会派の代表者は会派結成届（様式第1号）により議長に届け出なければならない。ただし、一般選挙後、議長が選挙されるまでの間の会派結成届は、議会事務局長に届け出るものとする。

2 会派の代表者は、前項に規定する届出に異動が生じたときは、速やかに会派異動届（様式第2号）により議長に届け出なければならない。

3 会派を解散したときは、当該会派の代表者であつた者は、速やかに会派解散届（様式第3号）により議長に届け出なければならない。ただし、議員の任期満了、辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により、会派に所属する議員が存在しなくなった場合は、この限りではない。

4 一般選挙後において、一般選挙前の会派が引き続き存在するときも、改めて会派結成届（様式第1号）を議長に提出するものとする。

（呼称の使用）

第4条 会派に属さない議員は、議会活動においてその政治理念を表現するものとしての呼称を使用するときは、あらかじめ、呼称使用（変更、廃止）届（様式第4号）により議長に届け出なければならない。当該呼称を変更する場合又は廃止する場合も同様とする。

（遵守）

第5条 会派所属議員は、会派としての同意事項又は決定事項等を誠意をもってこれを遵守しなければならない。

（その他）

第6条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日加東市議会訓令第2号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の各訓令に基づく様式でなされた申出、申請等は、この訓令による改正後の各訓令に基づく様式でなされた申出、申請等とみなす。

加東市議会議長 様

会 派 名

代表者氏名

会 派 結 成 届

加東市議会会派規程第3条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 会派の名称

2 結成年月日 年 月 日

3 代表者氏名

4 所属議員（代表者含む）

役職	氏名

加東市議会議長 様

会 派 名
代表者氏名

会 派 異 動 届

加東市議会会派規程第3条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

区 分	変 更 前		変 更 後	
会派の名称				
代表者氏名				
変更年月日				
所属議員数				
所 属 議 員	役職	氏名	役職	氏名

様式第3号（第3条関係）

年 月 日

加東市議会議長 様

会 派 名

代表者氏名

会 派 解 散 届

加東市議会会派規程第3条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 解散会派の名称

2 解散年月日

加東市議会議長 様

呼 称 名
氏 名

呼称使用（変更、廃止）届

加東市議会会派規程第4条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

届出区分	1	呼称（新規）使用	使用呼称名	
	2	呼称変更	変更前	
			変更後	
3	呼称使用廃止	廃止呼称名称		

※該当する届出区分（1～3）のいずれかに○をつけ、呼称内容を記入

加東市議会における情報通信機器の使用基準

1 趣旨

この基準は、加東市議会（以下「市議会」という。）の会議における情報通信機器の使用に関し、その適正な使用について必要な事項を定める。

2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報通信機器 電子的にデータを処理する機能を持つ機器（携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、パーソナルコンピュータ、カメラ、ICレコーダー及びビデオカメラ等）をいう。
- (2) 会議 本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び加東市議会会議規則（平成18年加東市議会規則第1号）第128条の協議の場をいう。
- (3) 市長等 市長その他の執行機関及びその補助職員

3 情報通信機器の使用者

- (1) 情報通信機器を使用できる者（以下「使用者」という。）は、加東市議会議員、市長等及び議長が会議に出席を要請した者とする。
- (2) 使用者は、会議において情報通信機器を使用する場合は、市議会の品位を重んじた良識ある使用を心がけるものとする。

4 情報通信機器の使用

使用者は、会議に情報通信機器を持ち込んで使用する場合は、情報通信機器を当該会議の目的以外に使用してはならない。

5 禁止事項

情報通信機器の使用に当たって、次に掲げる事項を禁止するものとする。

- (1) 個人情報並びに議会及び市において公開されていない情報を公開すること。
- (2) 会議を録音し、録画し、及び写真撮影すること。ただし、議長又は会議の長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (3) 着信音、音声及び操作音を発する等会議の運営に支障となる行為。
- (4) 電子メールの送信等を行うこと。
- (5) 審議及び審査中の情報を外部に発信すること。
- (6) ホームページ、ブログ、その他SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等へ投稿を行うこと。
- (7) 他人の迷惑になる行為。
- (8) その他議長が定める行為。

6 違反行為に対する措置

議長又は会議の長は、使用者が禁止事項に違反したときは、注意するものとする。ただし、注意によっても違反行為が改められない場合は、情報通信機器の使用を停止させることができる。

7 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

附 則

この基準は、平成29年6月16日から施行する。

加東市議会タブレット端末の貸与等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、加東市議会におけるタブレット端末の貸与等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) タブレット端末 加東市議会議長（以下「議長」という。）が、加東市議会議員（以下「議員」という。）に貸与し、又は議会事務局に配置するタブレット型端末本体及びその附属品をいう。
- (2) 管理情報 タブレット端末の管理番号、シリアルナンバー及びIDをいう。
- (3) 会議 加東市議会基本条例（平成30年加東市条例第42号）第2条第3号に規定する本会議等をいう。

(タブレット端末の貸与等)

第3条 議長は、議員に対しタブレット端末を無償で貸与するものとする。

2 前項の規定によりタブレット端末の貸与を受けた議員は、加東市議会タブレット端末受領書（様式第1号）を議長に提出するものとする。

3 議長は、議員に貸与するタブレット端末の管理情報等の管理及び第10条に規定する業務に用いるため、議会事務局にタブレット端末を配置し、議会事務局の職員に操作させるものとする。

(タブレット端末の使用範囲等)

第4条 議員は、効率的かつ効果的な会議の運営並びに会議での審議、審査及び協議のほか、情報の共有及び市政に関する調査研究の推進に資するため、タブレット端末を使用するものとする。

2 議員は、前項に掲げるもののほか、議員活動等（公務としての議会活動及び議員活動として市民に対する説明責任を果たす活動をいう。以下同じ。）に必要な範囲内に限り、タブレット端末を使用することができる。

(タブレット端末の管理等)

第5条 議員は、タブレット端末の使用に際し、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

2 議員は、タブレット端末の使用に当たっては、第三者に不正利用されないように適切なパスワード管理等の認証設定を行うものとする。

3 議員は、タブレット端末に不具合が生じたときは議会事務局に連絡し、その指示に従うものとする。

4 議員は、タブレット端末を紛失し、又は破損したときは、加東市議会タブレット端末紛失・破損届出書（様式第2号）により、直ちに議長に届け出なければならない。この場合において、当該議員の故意若しくは重大な過失によるタブレット端末の破損又は紛失により有償の措置が必要となったときは、修理等の措置に要する費用の実費を負担するものとする。

(遵守事項)

第6条 議員は、タブレット端末の使用に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 議会の品位を重んじた良識ある使用を心がけ、議員活動等にかかわりのない目的で使用しないこと。
- (2) 他人に貸与し、又は譲渡しないこと。
- (3) 情報の受信及び発信を自己の責任において行い、個人情報並びに議会及び市の執行機関において公開されていない情報を外部に漏らさないこと。
- (4) データの正確性を保持し、データ等の紛失、毀損等の防止に努めること。
- (5) タブレット端末に個人情報を含む資料等を保存しないこと。
- (6) 個人情報の漏えい若しくはウイルス感染があったとき又はそのおそれがあるときは、速やかに事実関係を把握するとともに、加東市議会タブレット端末事故報告書（様式第3号）により直ちに議長に報告し、必要な措置を講ずること。

(使用上の禁止事項)

第7条 議員は、タブレット端末を使用するときは、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) タブレット端末の改造、部品交換及び動作環境の変更
- (2) タブレット端末の性能、機能等を変更する行為
- (3) 議長があらかじめ指定したアプリケーション以外のアプリケーションのインストール
- (4) SNS (Facebook、X、Instagram、LINE 等) に接続し、利用すること。
- (5) ウイルス感染のおそれのある外部端末へのタブレット端末の接続
(違反行為に対する措置)

第8条 議長は、議員が前2条の規定に違反したときは、当該議員に注意するものとする。

2 議長は、前項の規定による注意を再度行っても違反が改められないときは、当該議員へのタブレット端末の貸与を取り消し、又はその使用を制限することができる。

(タブレット端末の返却)

第9条 議員は、その身分を離れたときは、速やかに議員固有のデータを消去した上で、タブレット端末を議長に返却しなければならない。

(事務連絡)

第10条 議員と議会事務局との間の各種通知、連絡等は、タブレット端末を介して行うものとする。
ただし、紙の文書によることが必要であると議長が認める場合は、この限りでない。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年9月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

加東市議会タブレット端末受領書

年 月 日

加東市議会議長 様

氏名

加東市議会タブレット端末の貸与等に関する規程に定める遵守事項、禁止事項等の内容を了承のうえ、下記のとおりタブレット端末の貸与を受けましたので同規程第3条第2項の規定によりこの受領書を提出します。

記

- 1 タブレット端末の管理番号
- 2 タブレット端末のシリアルナンバー
- 3 タブレット端末のID
- 4 タブレット端末の受領日

様式第2号（第5条関係）

加東市議会タブレット端末紛失・破損届出書

年 月 日

加東市議会議長 様

氏名

タブレット端末を（紛失・破損）しましたので、下記のとおり加東市議会タブレット端末の貸与等に関する規程第5条第4項の規定により届け出ます。

記

- 1 タブレット端末の管理番号
- 2 タブレット端末のシリアルナンバー
- 3 タブレット端末の紛失・破損日
- 4 タブレット端末を紛失・破損した理由

加東市議会タブレット端末事故報告書

年 月 日

加東市議会議長 様

氏名

タブレット端末による個人情報の漏えい若しくはウイルス感染が発生し、又はそのおそれがあるため、加東市議会タブレット端末の貸与等に関する規程第6条第6号の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 タブレット端末の管理番号
- 2 タブレット端末のシリアルナンバー
- 3 個人情報の漏えい若しくはウイルス感染の発生又はそのおそれの内容
- 4 報告の時点までに講じた措置及び今後講じる予定の措置

加東市議会事務局設置条例（平成18年4月7日加東市条例第189号）

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第2項の規定に基づき、加東市議会に加東市議会事務局（以下「事務局」という。）を置く。

（事務局の職員）

第2条 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。

（定数）

第3条 前条の職員の定数は、加東市職員定数条例（平成18年加東市条例第23号）の定めるところによる。

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議長がこれを定める。

附 則

この条例は、平成18年4月7日から施行する。

加東市議会事務局処務規程（平成18年4月7日加東市議会訓令第5号）

（趣旨）

第1条 この訓令は、加東市議会事務局設置条例（平成18年加東市条例第189号）第4条の規定に基づき、加東市議会事務局（以下「事務局」という。）の組織その他に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 事務局に次の係を置く。

- （1）庶務係
- （2）議事係

（事務分掌）

第3条 前条の係の分掌事務は、次のとおりとする。

- （1）庶務係
 - ア 議員名簿の作成（履歴簿、役員簿、勤続年数調を含む。）に関する事。
 - イ 文書物件の收受、発送、保管に関する事。
 - ウ 公印の保管に関する事。
 - エ 議員の出欠（出席簿の作成、保管、欠席届の受理）に関する事。
 - オ 議員の議員報酬、費用弁償に関する事。
 - カ 議会費の予算要求等に関する事。
 - キ 儀式、交際に関する事。
 - ク 慶弔に関する事。
 - ケ 議会の公報資料に関する事。
 - コ 図書室の整備、管理に関する事。
 - サ 議長会に関する事。
 - シ 職員の任免、給与、賞罰及び身分に関する事。
 - ス 職員の服務及び規律、厚生に関する事。
 - セ 条例、規則の制定、改廃に関する事。
 - ソ 議会関係諸規程の制定、改廃に関する事。
 - タ 請願、陳情、及び建議、意見書等に関する事。
 - チ 各議案審議に必要な資料の収集に関する事。
 - ツ 事業、事務の調査、検査に関する事。
 - テ 統計資料の作成に関する事。
 - ト 各種行政に関する世論、情報の収集整理に関する事。
 - ナ 各種法規の調査、研究に関する事。
- （2）議事係
 - ア 議事日程及び諸般の報告に関する事。
 - イ 議案、請願、陳情の收受、配付、送付に関する事。
 - ウ 議会の本会議の議事に関する事。
 - エ 議会における選挙に関する事。
 - オ 会議次第記録に関する事。
 - カ 会議録、決議録の調製保管に関する事。
 - キ 議会の傍聴人に関する事。
 - ク 議場その他委員会室の管理、取締に関する事。
 - ケ 委員会に関する事。
 - コ 委員会記録調製に関する事。
 - サ 公聴会に関する事。

（職員）

第4条 事務局に事務局長のほか事務局次長及び係長その他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長は、議長の命を受けて議会の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 事務局次長は、上司の命を受けて議会の事務について事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 係長は、上司の命を受けて担当の事務を処理し、所属職員を指揮する。
- 5 係員は、上司の命を受けて担当の事務を処理する。

(決裁)

第5条 議会の事務は、すべて事務局長を経て議長の決裁を受けなければならない。

- 2 議長に事故があるときは、副議長の決裁を受けなければならない。
- 3 議長、副議長共に事故があるとき、特に緊急を要する事務については、事務局長が代決する。ただし、重要又は異例の事務については、代決することができない。

(事務局長の専決事項)

第6条 事務局長の事務専決については、加東市決裁規程（平成18年加東市訓令第4号）における部長専決の例による。

(公印)

第7条 公印の名称、寸法、書体、保管責任者、用途及び個数は、別表第1とし、公印のひな型は、別表第2のとおりとする。

- 2 公印の取扱いについては、市長部局の例による。

(準用)

第8条 この告示に定めるもののほか、事務の処理及び職員の服務については、別に定めるものを除き、市長部局の例による。

附 則

この訓令は、平成18年4月7日から施行する。

附 則（平成20年9月4日加東市議会訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月26日加東市議会訓令第4号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日加東市議会訓令第2号）

この訓令は平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

番号	公印の名称	寸法 (mm)	書体	保管責任者	用途	個数
1	兵庫県加東市議会印	方24	れい書	事務局長	議会名をもって発する公文書用	1
2	兵庫県加東市議会 議長印	方21	れい書	事務局長	議長名をもって発する公文書用	1
3		方30	れい書	事務局長	表彰状等用	1

4	兵庫県加東市議会 副議長印	方21	れい書	事務局長	副議長名をもって 発する公文書用	1
5	兵庫県加東市議会 常任委員会委員長印	方18	れい書	事務局長	常任委員長名をも って発する公文書 用	1
6	兵庫県加東市議会 特別委員会委員長印	方18	れい書	事務局長	特別委員長名をも って発する公文書 用	1
7	兵庫県加東市議会 運営委員会委員長印	方18	れい書	事務局長	議会運営委員長名 をもって発する公 文書用	1
8	兵庫県加東市議会 委員長印	方18	れい書	事務局長	常任委員長名、特 別委員長名及び議 会運営委員長名以 外の委員長名をも って発する公文書 用	1
9	兵庫県加東市議会 事務局長印	方18	れい書	事務局長	議会事務局長名を もって発する公文 書用	1

別表第2（第7条関係）

1	2	3	4	5
兵 庫 県 加 東 市 議 会 之 印	兵 庫 県 加 東 市 議 会 議 長 之 印	議 市 兵 長 庫 之 議 県 印 会 加 東	兵 庫 県 加 東 市 議 会 副 議 長 印	加 東 市 議 会 常 任 委 員 会 委 員 長 之 印
6	7	8	9	
加 東 市 議 会 特 別 委 員 会 委 員 長 之 印	加 東 市 議 会 運 営 委 員 会 委 員 長 之 印	加 東 市 議 会 委 員 長 之 印	加 東 市 議 会 議 会 事 務 局 長 之 印	

加東市（議会）情報公開条例施行規程（平成18年4月7日加東市議会訓令第2号）

加東市議会の所管に係る加東市情報公開条例(平成18年加東市条例第16号)の施行については、加東市情報公開条例施行規則(平成18年加東市規則第8号)の規定の例による。

附 則

この訓令は、平成18年4月7日から施行する。

加東市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年12月27日加東市条例第39号）

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 個人情報等の取扱い（第4条―第16条）
- 第3章 個人情報ファイル（第17条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
 - 第1節 開示（第18条―第30条）
 - 第2節 訂正（第31条―第37条）
 - 第3節 利用停止（第38条―第43条）
 - 第4節 審査請求（第44条―第46条）
- 第5章 雑則（第47条―第52条）
- 第6章 罰則（第53条―第57条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、加東市議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

（1）当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。）以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

（2）個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

（1）特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

（2）個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この条例において「保有個人情報」とは、議会事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第60条第1項に規定する地方公共団体等行政文書（以下「地方公共団体等行政文書」という。）に記載されているものに限る。

5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合体であつて、次に掲

げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。第12条第5項において「番号利用法」という。)第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、地方公共団体等行政文書に記録されているものに限る。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び法別表第1に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

(議会の責務)

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令(条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。)の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認め

られる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いにおいて準用する。

(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第53条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

(2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で

利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を特定の職員に限るものとする。

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
第38条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、

提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合(当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。)において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。以下この条及び第49条において同じ。)を第三者(当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。)に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。)を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が定めるものをいう。)を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(第3項において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

(1) 個人情報ファイルの名称

(2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

(3) 個人情報ファイルの利用目的

(4) 個人情報ファイルに記録される項目(以下この条において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(次項第2号において「記録範囲」という。)

(5) 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この条において「記録情報」という。)の取

集方法

- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - (8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
 - (9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 次に掲げる個人情報ファイル
 - ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの
 - イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
 - エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
 - カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル
 - キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル
 - (2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - (3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル
- 3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

- 第18条** 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。
- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手續)

- 第19条** 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。
- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長

は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第20条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者(第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別番号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第24条各項の決定(以下「開示決定等」という。)をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第25条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にななければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第26条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長が共に欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。）

に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第45条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しななければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があつた日から30日以内にならなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（開示請求に係る手数料等）

第30条 開示請求に係る手数料は無料とする。ただし、開示決定により保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

2 前項ただし書に規定する費用は、議長が定めるところにより、これを免除することができる。

第2節 訂正

（訂正請求権）

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。

ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（訂正請求の手続）

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第33条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第35条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から15日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等をしてしなければならない期間に、議長及び副議長が共に欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

（保有個人情報の提供先への通知）

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない。

(利用停止請求の手続)

第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第40条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第42条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日から15日以内に行わなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する

期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
 - (2) 利用停止決定等をする期限
- 2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長が共に欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査請求に係る審査会への諮問)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、加東市行政不服審査法施行条例（平成28年加東市条例第26号）第3条に規定する加東市行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
 - (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
 - (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合
- 2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）
 - (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
 - (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 雑則

(適用除外)

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する地方公共団体等行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(審査会への意見の諮問)

第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

(施行の状況の公表)

第51条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第52条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

第6章 罰則

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 前3条の規定は、市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第57条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(加東市行政不服審査法施行条例の一部改正)

2 加東市行政不服審査法施行条例の一部を次のように改正する。

目次中「及び個人情報保護法」を「、個人情報保護法及び議会個人情報保護条例」に改める。

第4条第1項に次の2号を加える。

(5) 加東市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 年加東市条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第45条第1項に規定する審査請求について、議会の諮問に応じて審議すること。

(6) 議会個人情報保護条例第50条の規定による議会の諮問に応じて審議すること。

第3章第2節の節名中「及び個人情報保護法」を「、個人情報保護法及び議会個人情報保護条例」に改める。

第15条第1項中「又は個人情報保護法施行条例第10条」を「、個人情報保護法施行条例第10条又は議会個人情報保護条例第45条第1項若しくは第50条」に、「及び個人情報保護法」を「、個人情報保護法及び議会個人情報保護条例」に改め、同条第2項中「及び個人情報保護法」を「、個人情報保護法及び議会個人情報保護条例」に改める。

附 則（令和7年3月4日加東市条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

加東市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（令和2年10月1日加東市条例第36号）

（趣旨）

第1条 この条例は、議員の職責及び議会への市民の信頼の確保に鑑み、加東市議会議員（以下「議員」という。）が、療養等の理由による長期欠席のために議員の職責を果たせない場合又は議会への市民の信頼に反し議員としての責任を果たせない場合に、当該議員の議員報酬及び期末手当の支給に関し、加東市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成18年加東市条例第36号。以下「議員報酬条例」という。）の特例について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 本会議等 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）に定める会議、法第109条に基づき設置された委員会の会議又は加東市議会会議規則（令和2年加東市議会規則第1号）に基づく協議等の場をいう。
- （2） 長期欠席 議員が、療養、長期不在その他の理由により、引き続き90日を超えて本会議等に出席できなくなった場合をいう。
- （3） 公務上の災害 兵庫県町議会議員の公務災害補償等に関する条例（昭和44年兵庫県町議会議員公務災害補償組合条例第1号）に基づき認定された公務上の災害又は通勤による災害をいう。

（議員報酬の減額）

第3条 議員が長期欠席したときの議員報酬は、議員報酬条例の規定により支給されるべき議員報酬に、次の表の左欄に掲げる長期欠席の期間に応じて、同表の右欄に定める支給割合を乗じて得た額とする。

長期欠席の期間	支給割合
90日を超え180日以下であるとき。	100分の80
180日を超え365日以下であるとき。	100分の70
365日を超えるとき。	100分の50

- 2 前項の長期欠席の期間は、本会議等を欠席した日から本会議等に出席した日の前日までとする。
- 3 第1項の規定は、長期欠席の期間が90日を超えた日から長期欠席後に初めて本会議等に出席した日の前日まで適用し、当該議員報酬はその月の現日数を基礎として日割りにより計算する。
- 4 前3項の規定により議員報酬を減額して支給する場合において、減額される月（以下「減額月」という。）の初日から末日までの間に支給割合が異なる場合の議員報酬の額は、その減額月の現日数を基礎として日割りにより計算する。
- 5 第1項の規定において、当該月の議員報酬について既に支払われていたとき、翌月の議員報酬から当該減額に係る額を差し引いて支給する。ただし、議員の辞職その他の事由により翌月の議員報酬から差し引いて支給することができないときは、第1項の規定は適用しない。

（期末手当の減額）

第4条 6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）の前6月以内の期間において減額月があるときの期末手当の額は、議員報酬条例の規定により支給されるべき期末手当の額に、長期欠席の期間に応じて、前条第1項に定める支給割合を乗じて得た額とする。

- 2 基準日の前6月以内の期間に支給割合が異なる場合の期末手当額は、支給割合が低い方を適用して計算する。

（適用除外）

第5条 次に掲げる事由により議員が本会議等を欠席した場合は、当該欠席期間は、長期欠席の期間に含めないものとする。

- （1） 公務上の災害

(2) 出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間

(3) その他議長が前2号の事由に準ずると認める場合
(議員報酬の支給停止)

第6条 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束される処分を受けたとき又は公訴の提起を受けたときは、当該処分を受けた日から解かれた日までの期間、議員報酬の支給を停止する。

2 前項の規定により支給を停止する議員報酬の額は、逮捕等の期間の日数に応じてその月の現日数を基礎として日割りにより計算した額とする。
(期末手当の支給停止)

第7条 議員が、基準日前6月以内の期間において、前条第1項の規定により議員報酬の支給を停止され、かつ、基準日において、なお、それが継続しているときは、当該期末手当の支給を停止する。
(停止されていた議員報酬及び期末手当の支給)

第8条 第6条第1項及び前条の規定により支給を停止されていた議員報酬及び期末手当は、当該停止に係る刑事事件について、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、該当した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）の議員報酬の支給日に支給する。この場合において、議員の職を離れている者についても、同様とする。

(1) 公訴の提起がされなかったとき。

(2) 無罪の判決（同様の効果を有する判決及び決定を含む。）が確定したとき。
(停止されていた議員報酬及び期末手当の不支給)

第9条 第6条第1項及び第7条の規定により支給を停止されていた議員報酬及び期末手当は、当該停止に係る刑事事件について、有罪の判決が確定したときは、これを支給しない。
(議員報酬及び期末手当の不支給)

第10条 議員が次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める期間（以下「不支給期間」という。）に係る議員報酬は、支給しない。

(1) 刑事事件の刑の執行のため刑事施設に収容されたとき 当該刑事施設に収容された期間

(2) 法第135条第1項第3号に規定する一定期間の出席停止の懲罰を受けたとき 当該出席停止期間

2 前項の規定により支給しないこととする議員報酬の額は、各月における不支給期間の日数に応じてその月の現日数を基礎として日割りにより計算した額とする。

3 基準日前6月以内の期間において、第1項第1号の規定により議員報酬の支給を停止されている月があるときは、期末手当を支給しない。

4 再審等により無罪の判決が確定したときは、不支給期間に係る議員報酬及び期末手当を支給する。
(改選後における議員報酬及び期末手当に係る効力)

第11条 この条例の規定による議員報酬及び期末手当の減額、支給停止並びに不支給については、その事由が生じた日の属する任期中に限り、その効力を有する。
(疑義の決定)

第12条 この条例の適用に関し、疑義が生じたときは、議長が議会運営委員会に諮って決定する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に長期欠席している議員については、この条例の施行の日からその期間を起算する。

3 この条例の施行の際現に刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束される処分を受けている議員については、この条例の施行の日当該処分を受けたものとみなして、この条例を適用する。

加東市議会議員が参加を希望する研修にかかる経費の負担に関する内規

1 趣旨

この内規は、加東市議会議員（以下「議員」という。）が参加を希望する研修会、研究会、セミナー等（以下「研修会等」という。）において、市が負担する経費（以下「市負担金」という。）及び議員個人が負担する経費に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 市負担金の支出範囲

市負担金は、近畿圏内（大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県及び三重県）で開催される研修会等で、かつ、議長が議員研修として適当と認めた研修会等に限り、支出できるものとする。

3 市負担金の額

市負担金は研修負担金及び費用弁償とし、その額は次のとおりとする。

ただし、議長が適当と認める場合は、予算の範囲内で第1号に規定する額を超えて支出できるものとする。

- (1) 研修負担金 議員一人当たり年間11,000円（以下「限度額」という。）
- (2) 費用弁償 旅費相当額

4 研修負担金の納付方法

研修会等の研修負担金が限度額を超える場合は、当該議員が研修負担金を主催者へ直接支払い、支払いを証する書面を議会事務局に提出して市負担金分を受領することとする。なお、主催者へ支払う際の振込手数料については当該議員の負担とする。

研修会等の研修負担金が限度額を超えない場合は、市が研修負担金を主催者へ直接支払う。

5 適用除外

この内規は、次の研修会等については、適用しない。

- (1) 全国市町村国際文化研修所で行われる新人議員研修
- (2) 毎日新聞社が主催する近畿市町村広報紙セミナー（1人分）
- (3) 兵庫県町議会議長会が主催する議会広報研究会
- (4) その他議会広報に関する研修会等

6 その他

この内規の改正は、議長が議会運営委員会に諮って決定する。

7 適用期日

この内規は、令和3年6月25日から適用する。

附 則

この内規は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、令和7年4月1日から適用する。

加東市議会議長交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、加東市議会（以下「議会」という。）の円滑な運営を図るため、議長等が議会を代表して外部との交際に要する経費（以下「交際費」という。）に関し、その支出区分、支出範囲、支出金額等必要な事項を定めるものとする。

(交際費の支出)

第2条 交際費は、支出内容及び相手方が適当であり、社会通念上妥当と認められる範囲において支出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、政治活動又は宗教活動に係る個人又は団体には支出しない。

(支出区分等)

第3条 交際費は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める内容に係る経費について支出するものとし、その支出基準は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

- (1) 弔慰金 香料、弔電等
- (2) 見舞金 病気等
- (3) 御祝金 慶事、祝賀会、各種団体懇親会、大会等
- (4) 懇談会費 意見交換、情報収集のための懇談会等
- (5) 会費 年会費、参加費の定められた会議等
- (6) 賛助費 協賛費等の定められた各種団体の大会等
- (7) 手土産代 手土産品等
- (8) その他 その他必要と認められる経費

(公表)

第4条 交際費の公表は、毎年その支出内容を議会のホームページに掲載する方法で行うものとする。

(見直し)

第5条 この基準は、社会経済状況の変化を考慮し、適宜見直すものとする。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成31年4月1日から施行する。

(加東市議会及び加東市議会議長交際費に関する取扱基準の廃止)

2 加東市議会及び加東市議会議長交際費に関する取扱基準(平成18年制定)は、廃止する。

別表第1（第3条関係）

加東市議会議長交際費支出基準額表

番号	区分	金額
1	弔慰金	別表第2のとおり
2	見舞金	10,000円とする。病気等の見舞いは、本人の場合に行う。
3	御祝金	10,000円以内とする。ただし、慣習等により特に必要と認められる場合は議長協議の上決定する。
4	懇談会費	10,000円以内とする。ただし、特に必要と認められる場合は議長協議の上決定する。
5	会費	会議等に出席に要する金額は、定められた額とする。
6	賛助費	協賛費等の金額は、定められた額とする。
7	手土産代	各種団体等関係者の来訪又は訪問に対する手土産代は、議会運営上の貢献度、接遇に当たる相手方の負担などを考慮して決定する。
8	その他	社会通念上、妥当と認められる範囲内での金額

別表第2（第3条関係）

香料及び弔電

区分	弔電	香料（円）
市議会議員又は元市議会議員	○	10,000
市長、副市長又は教育長	○	10,000
元市長、元副市長又は元教育長	—	5,000
地元選出の国会議員又は県会議員	—	10,000
名誉市民	—	別に協議
そのほか議長が特に必要と認める者		別に協議

弔辞

1. 市議会議員

加東市議会議員互助会規約

(名称)

第1条 この会は、加東市議会議員互助会（以下「会」という。）という。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、加東市議会事務局に置く。

(会員)

第3条 この会の会員は、加東市議会議員をもって組織する。

(目的)

第4条 この会は、スポーツその他の趣味を通じ、会員相互の親睦、品性の高揚、知識の啓発等、福利厚生を増進を目的とする。

(事業)

第5条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の教養、文化の育成に関すること。
- (2) 会員の健康維持、健康増進に関すること。
- (3) 会員及びその家族の慶弔に関すること。
- (4) その他この会の目的を達成するために必要な事業。

(役員)

第6条 この会には、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 会 計 1人
- (4) 監 事 1人

(役員を選出)

第7条 役員は、次のように選出する。

- (1) 会長は、議長をもって充てる。
- (2) 副会長は、副議長及び議会運営委員長をもって充てる。
- (3) 会計は、総務文教常任委員長をもって充てる。
- (4) 監事は、産業厚生常任委員長をもって充てる。

(役員の仕事)

第8条 会長は、この会を代表し業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
- 3 会計は、会計事務を処理する。
- 4 監事は、会計を監査する。

(役員の仕事)

第9条 この会の役員の仕事は、その役職の在任期間とする。

(職員)

第10条 この会の事務を処理するために、職員を置く。

- 2 職員は、加東市議会事務局職員をもって充てる。
- 3 職員は、会長の命を受け、この会の事務を処理する。

(総会)

第11条 総会は、会員をもって組織する。

(総会の招集及び議長)

第12条 総会は、毎年1回会長が招集する。

- 2 総会の議長は、会長とする。

(総会の議決事項)

第13条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 規約の改廃に関する事項

- (2) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (3) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (4) その他この会に関する事項で会長が必要と認めるもの
(総会の定足数)

第14条 総会は、会員の3分の2以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。

(会計)

第15条 この会の経費は、会費、その他の収入をもってこれに充てる。

(会費)

第16条 会費は、月額2,000円とし、会員の毎月の報酬から控除して徴収する。ただし、特に必要があるときは、役員で協議し臨時会費を徴収することができる。

2 補欠選挙により新たに会員となった者については、会員となった月から会費を徴収する。

(会計年度)

第17条 この会の会計年度は、毎年4月26日に始まり翌年の4月25日に終える。

(監査)

第18条 監事は毎年1回以上経理状況及び事業の執行状況を監査し、総会に報告しなければならない。

(清算)

第19条 第17条の規定にかかわらず、議員の任期満了又は議会の解散により全員会員でなくなった場合は、その時点において収支清算し、残余金を会員に還付する。

附 則

この規約は、平成18年4月7日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和8年4月26日から施行する。

加東市議会議員互助会慶弔規程

(趣旨)

第1条 この規程は、加東市議会議員互助会規約（平成18年加東市議会規約第1号。以下「規約」という。）第5条第1項第3号の規定に基づき、会員及びその家族の慶弔について必要な事項を定める。

(結婚)

第2条 会員が結婚したときは、祝金30,000円を贈る。

(出産)

第3条 会員又は配偶者が出産したときは、祝金10,000円を贈る。

(病気見舞)

第4条 会員が、病気又は負傷のため入院2週間以上にわたるときは、見舞金10,000円を贈る。

(災害見舞)

第5条 会員が地震、水害、火災、その他不慮の災害によって、住居又は家財の全部又は一部を喪失したときは、次の各号により災害見舞金を贈る。

(1) 家財の損害があり、かつ、住居に損害がない場合 見舞金10,000円

(2) 住居が半壊した場合 見舞金30,000円

(3) 住居が全壊した場合 見舞金50,000円

(弔慰)

第6条 会員又はその家族が死亡したときは、次の各号により弔辞及び香典等を贈る。

(1) 会員の場合 議長の弔辞、弔電、生花1対及び香典20,000円

(2) 家族の場合（会員・配偶者の父母、配偶者、子） 弔電、生花1対及び香典10,000円

(中途退職)

第7条 会員が中途退職したときは、その者の会員期間に応じて、次表に掲げる額を贈る。

期 間	金 額
6箇月以上1年未満	10,000円
1年以上2年未満	20,000円
2年以上3年未満	30,000円
3年以上	50,000円

(金額の決定)

第8条 この規程中定めがないものについては、正副会長の協議により、その都度決定する。

(その他の慶弔)

第9条 第2条から前条までに定めるもののほか、慶弔の必要が生じたときは、正副会長は協議の上臨機の措置を講ずることができる。

(返礼の禁止)

第10条 この規程による贈呈を受けたときは、その返礼はしないものとする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、規約第11条の総会に諮って決めることとする。

附 則

この訓令は、平成18年4月7日から施行する。

附 則

この訓令は、令和3年12月23日から施行する。

22 歴代議長・副議長

議長

代	氏名	就任年月日	退任年月日
1	石井義信	平成18年4月7日	平成18年10月31日
2	井上茂和	平成18年11月8日	平成20年11月13日
3	藤田靖夫	平成20年11月13日	平成22年10月31日
4	長谷川勝己	平成22年11月9日	平成24年11月8日
5	井上茂和	平成24年11月8日	平成26年10月31日
6	安田朗	平成26年11月11日	平成28年11月8日
7	藤尾潔	平成28年11月8日	平成30年10月31日
8	小紫泰良	平成30年11月9日	令和2年11月5日
9	小川忠市	令和2年11月5日	令和4年10月31日
10	高瀬俊介	令和4年11月8日	令和6年11月11日
11	岸本眞知子	令和6年11月11日	令和8年3月23日
12	別府みどり	令和8年5月11日	

副議長

代	氏名	就任年月日	退任年月日
1	浦元明男	平成18年4月7日	平成18年10月31日
2	二階一夫	平成18年11月8日	平成20年11月13日
3	安田朗	平成20年11月13日	平成22年10月31日
4	桑村繁則	平成22年11月9日	平成24年11月8日
5	丸山武彦	平成24年11月8日	平成26年10月31日
6	小紫泰良	平成26年11月11日	平成28年11月8日
7	磯貝邦夫	平成28年11月8日	平成30年10月31日
8	岸本眞知子	平成30年11月9日	令和2年11月5日
9	高瀬俊介	令和2年11月5日	令和4年10月31日
10	長谷川幹雄	令和4年11月8日	令和6年11月11日
11	別府みどり	令和6年11月11日	令和8年3月23日
12	橋本匡史	令和8年5月11日	

23 歴代市長

代	氏名	就任年月日	退任年月日
1	山本 廣一	平成18年4月30日	平成22年4月29日
2	安田 正義	平成22年4月30日	平成26年4月29日
3	安田 正義	平成26年4月30日	平成30年4月29日
4	安田 正義	平成30年4月30日	令和4年4月29日
5	岩根 正	令和4年4月30日	令和8年4月29日
6	岩根 正	令和8年4月30日	

24 議会議員名簿

議席 番号	期数	所属党派	氏名	住所	電話番号
1	1	無所属	小林 智広	〒673-1424 中古瀬 412 番地 4	42-0980
2	1	無所属	土肥 昭彦	〒673-1325 大畑 237 番地 4	46-0017
3	1	無所属	田中 幸典	〒673-1311 天神	47-0620
4	2	無所属	中村 龍治	〒679-0211 上滝野 2172 番地 2	48-0009
5	2	無所属	橋本 匡史	〒679-0211 上滝野	48-5955
6	2	無所属	松本美和子	〒679-0205 北野	48-3039
7	3	無所属	別府みどり	〒679-0212 下滝野	20-3508
8	3	無所属	廣畑 貞一	〒673-1341 南山 5 丁目 11 番地 1	47-0166
9	4	無所属	高瀬 俊介	〒673-1475 吉馬 1576 番地	42-2225
10	5	公明党	長谷川幹雄	〒673-1335 藪 254 番地 1	46-1368
11	5	無所属	岸本眞知子	〒679-0202 多井田 553 番地 1	48-2076
12	6	無所属	小川 忠市	〒673-1432 ひろのが丘 7 番地 4	42-5480
13	6	無所属	小紫 泰良	〒673-1431 社 750 番地 3	42-8460
14	7	無所属	藤尾 潔	〒673-1465 喜田 50 番地 7	42-5155

◆加東市議会事務局(庁舎5階)◆

〒673-1493 兵庫県加東市社 50 番地

TEL 0795-42-3301(代表)

0795-43-0385(直通)

FAX 0795-42-7960

E-mail gikai@city.kato.lg.jp